

マイナンバーシンポジウム
in 愛媛
【議事録】

開催日時：平成24年5月26日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：00

会場 テクノプラザ愛媛「テクノホール」

司会：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきましてまことにありがとうございます。
只今より「マイナンバーシンポジウム in愛媛」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、愛媛新聞社の共催、全国地方新聞社
連合会の後援により開催いたします。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話しするだけでなく、国民の皆様
と政府の直接対話を通じて国民の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりに生かしていくこ
とを目的に開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいり
たいと思っております。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます宇都宮民でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事
務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

(1) 主催者挨拶

峰崎直樹：皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました、内閣官房参与をやっています
峰崎でございます。今日は土曜日にも関わりませうこうして皆さん方にお集まりいただき
ましてありがとうございます、現在、私たちは全国でシンポジウムを行っており、本日
28回目になると思いますが、こうして国民の皆さんとの対話の場を持っております。昨年
11月に実施しました世論調査によると、マイナンバーに関する国民の皆さん方の認知度は
あまりよくないんですね。名前を聞いたことがあるとか、そういったことについては、過
半数は超えているんですが、中身については残念ながらまだ8割ぐらいの方が知らない
というわけでございます。実は既にマイナンバー法案は今年の2月に国会に提出済みでござ
いまして、今、内閣委員会というところで審議をされることになっているわけでありま
すが、残念ながら国会の方はまだ動いておりません。

法案を出しているのに、こうして国民対話をして皆さんの意見を聞くというのはどうい

うことなんだと、もう法案を出しているのなら聞かなくたっていいじゃないか、こういう意見ももちろんあるだろうと思います。法案を提出しておりますが、これから様々なシステムをどのように構築するか、あるいは国会の中でこの論議を始めますと、様々な観点から与野党の皆さんの声が出てまいります。そういったことに対してどのように考えていったらいいのか、そういう意味で今日の皆さん方のご意見は、私どもとしては大変貴重な意見だと考えており、それはすべて私たちのホームページの中で公開していこうと考えているわけでございます。

後ほど内閣官房の向井審議官から中身についてお話を申し上げたいと思いますが、先ほど司会からもありましたように、この社会保障・税一体改革の目的は、まさに税だけではなくて、公平・公正な社会を作っていくために必要なもの、さらに、東日本大震災の経験を踏まえて、やはり震災のときの対応にも使おうではないかということで、実は私たちはそういう課題もこの法案の中に書き込んだところでございます。

ぜひこういった点について、もちろん、成りすまし、情報漏えい、ハッカー等の問題が指摘をされていることは私たちもよく知っているわけでありまして。そういうことを如何に防いでいくのか、あるいは万が一起きたとしても、その被害を如何に少なくするのか、こういった点についてのシステム上あるいは法案上、対策もきちんと作り上げていこうと思っているわけでございます。

今日お集まりの皆さん方のこれからのシンポジウム、パネリストの皆さん方や愛媛新聞社の皆さんにご協力をいただいております。パネリストの皆さんの声を聞きながら、ぜひ参加者の皆さんにもいろんな角度から提起していただいて、本日のシンポジウムを通じてこの番号制度の重要性あるいは必要性、こういった点についての認識を深めていただければなど、こんな思いで今日開催をさせていただいております。

最後までのご支援を心からお願い申し上げまして、一言開会のお礼のご挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会：峰崎内閣官房参与でございました。

続きまして、本日ご来賓としてお越しいただいております愛媛県副知事、長谷川淳二様よりご挨拶をいただきます。

(2) 来賓挨拶

長谷川淳二：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました愛媛県副知事の長谷川でございます。地元を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

マイナンバーシンポジウム、この愛媛の地におきまして多くの県民の皆様のご参加によりまして開催できますことをまずもって心からお喜びを申し上げます。また、峰崎内閣官房参与を初め政府関係者の皆様、それからパネリストの皆様、大変お忙しい中、ここ愛媛の地にお越しいただきまして本シンポジウムを開催いただきますことに心から御礼申し上げます。また、日々社会保障と税の一体改革の実現に向けましてご尽力を賜っておりますことを心から敬意を表し、感謝を申し上げます次第でございます。

本日のテーマでございます社会保障と税の番号制度、社会保障と税の一体改革の一環として構築が予定されているものでございます。ご案内のとおりと存じますが、年金や医療、介護保険、労働保険などの社会保障分野、それから国と地方の税の分野、さらには、先ほど峰崎参与からご紹介がありましたように、災害時などの幅広い利用が検討されているところでございまして、より公平公正な社会の実現や給付と負担の適正な姿を実現するために欠かせない社会基盤として、私ども県民生活にも極めて密接な、かつ重要なシステムとなってまいります。

先月来、社会保障と税の一体改革の関連法案が国会に提出され、順次審議が進められている中で、政府と国民の皆様との対話の場がここ愛媛で設けられますことはまことに時宜を得たことと思いますし、また、現場で社会保障を担い、今後国と連携してシステムの構築に当たってまいりますこととなります私ども地方公共団体としても大変意義のあるシンポジウムと思っております。このシンポジウムにおきまして、社会保障・税番号制度について活発なご議論をいただきますとともに、制度に対する理解を一層深めていただければと存じます。

終わりにになりましたが、本シンポジウムのご成功とご出席の皆様方のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、御礼かたがた開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

司会：どうもありがとうございました。愛媛県副知事長、長谷川淳二様よりご挨拶をいただきました。

長谷川副知事、峰崎参与はこの後皆様と一緒にシンポジウムに参加いたします。

それでは、ここで本日のシンポジウムのプログラムをご紹介します。

初めに、15分間の政府からのご説明を行います。その後30分間の特別講演を行い、そして10分間休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答、意見交換（「国民対話」）に入らせていただきます。本日のシンポジウムの終了時間は16時を予定しております。どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

それでは、お待たせいたしました。番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官よりさせていただきます。

（3）政府説明

向井治紀：只今ご紹介いただきました向井でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、簡単に、今回政府が提案しておりますマイナンバー法案につきましてご紹介させていただきたいと思ひます。後ほど新保先生から個人情報保護等について詳しいご説明があろうかと思ひますので、重複を避けますために、その辺はちょっと簡単にいかせていただきたいと思います。

まず、番号制度導入の趣旨でございます。私どもは、複数の機関に存在する個人の情報

を同一人の情報であるということを確認してひもづけていくということで、利便性の高い社会保障の制度を作っていくような社会基盤として番号制度を考えているところでございます。社会保障、税、防災の各分野で番号制度を導入してまいりたいと思っております。

その番号制度というのは基本的には3つのもので成り立つと考えておまして、1つは番号を個人につけていくと。法人にもつきますが、特に個人につかましては悉皆性、要するにすべての国民の皆様にも1人1番号で重複のないように番号をつけると。これによって個人の識別が容易にできるようになります。

ただ、一方で、税の分野とか、あるいは保険料の分野なんかで使いますと、やはり民—民—官の関係で流通する、例えばサラリーマンの給与ですと、源泉徴収を企業がやるわけですので、従業員の番号が企業を通じて税務署に出る、そういう意味で民—民—官とっておりますが、そういうような見える番号にならざるを得ないということがございます。そういう番号をまず付番すると。これによって、ある分野、税なら税の分野で個人の名寄せがかなり正確にできるようになります。

一方で、次に情報連携ですが、税なら税の分野の所得の情報を、例えば社会保障のうちの社会福祉の分野で使うと、あるいは低所得者に何らかの給付があるという仕組み、あるいは低所得者に対して保険料の減免があるという仕組み、多数ございますので、そういうもののひもづけに使っていくというようなことが考えられると。これが情報連携でございます。

一方で、そういう番号が本当に本人であるのか、あるいは本人の番号なのかということをやっぱり確認するための仕組みが必要でして、これは例えば番号で本人を確認すると、番号で成りすましが起こるといった危険もございますので、基本的には写真入りのカードのようなものを考えているということでございます。

マイナンバー法案につきましては、民主党政権になって以来ずっと検討は続けておられて、昨年の6月に社会保障・税番号大綱というのが決定されてございます。それ以降、その大綱をもとに法案化作業を進めまして、2月14日に法案を国会に提出したところ

でございます。

番号制度の目的でございますけれども、まずこの法案の第1条のところは、この法律に何が書いてあるかというのがおおよそのことが述べられておりまして、まずこの番号を使いました効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受、それから手続の簡素化による国民の負担の軽減、一方で、個人情報保護法制の特例を定めることによりまして、このマイナンバーその他の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の適正な取り扱いの確保を定めているものでございます。

次に、利用の基本ということで、この番号制度の目的みたいなものが書かれてございます。1つは、まず行政の運営の効率化、それから先ほど申しましたような国民の利便性の向上に資する。それから、こういうシステムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行うことによりまして、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すると。これはこういうシステムを使うことによってそういう制度の運用が効率的にいくとかいうことだけではなくて、逆にもっとよりきめ細かな制度も作っていただけるだろうということも含んでおります。

それから、一方で、現在、例えば社会保険給付を申請する場合に住民票と所得証明を添付することがございますけれども、何か行くたびにいろんなものを求められるというようなことがないよう、基本的には同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。それから、その番号を用いて収集され、または整理された個人情報が法令の範囲を超えて利用され、あるいは漏えいされることのないような管理の適正を確保する、こういうことが目的でございます。

まず番号ですが、個人の番号につきましては、住民票コードというのが既に現在ございますが、この住民票コードを使いつつ、その住民票コードをそのまま使うのではなくて、それを変換して新たな番号を付するというところでございます。基本的には住民票に記載されている日本国籍を有する者、それから中長期在留者、特別永住者等の外国人が対象となります。番号につきましては市町村長が指定して通知するという形をとっております。番号は一定の要件に該当した場合に変更が可能となっております。

次に、番号管理の委託につきまして、再委託等につきましても規定いたしまして、事務を取り扱う者と同様の規制をかけていくということを考えております。

それから下の方ですが、番号の提供を受ける場合、必ず個人番号カードとかによる本人確認を義務づける、要するに写真入りのカードで本人確認を義務づけることにより、成りすまし等を防止していきたいと考えております。それから、この法律に規定する場合を除きまして、他人にマイナンバーの提供を求めることを禁止していくということを考えております。

では、番号制度で一体何ができるのかということでもあります。これは何ができるかであって、今回の法律に書かれていないことも書いてあります。1つは、よりきめ細かな社会保障給付の実現ということでもあります。例えばそこに総合合算制度というのがありますけれども、現在、医療費は医療費、介護費は介護費で自己負担の上限が定められております。また、保育所とかでもそれぞれ自己負担がございます。現在、その中で医療と介護だけは共通の合計額の上限がございますが、それ以外のものではないということでもありますので、そういった自己負担の合計額に共通した上限額を設定するようなことが考えられるのではないかと。それから、現在、そういう医療などで非常に高額な医療費がかかった場合、一旦自己負担で全額払った上で高額の限度額を超える分は後から現金で戻ってくるという制度がございますけれども、これも立て替え払いが不要になることが考えられております。

その他さらに、より所得に連動した形の給付みたいなことも考えられるのではないかと。また、所得把握の精度の向上ということが考えられます。これも当然国税、地方税の分野でどの程度番号をつけて情報を把握するかによりますけれども、一般的に現在よりはより効率的な名寄せ、突合が可能となりますので、正確な所得把握に資するだろうと考えられます。

それから、災害時の活用。

それから自己情報の入手等、本人の利便に資するもの、それから事務手続の簡素化ということで、先ほど申しましたような添付書類の削減等が考えられます。それから医療、介護、サービスの質の向上に資するものとして、医療情報を活用することによってここに書かれているようなことが考えられるということでございます。これらは、要するにでき得ることでもあります。

では、実際にこの法律の利用範囲はどうなっているか。これは法律にすべて書かれてございますが、基本的には年金、労働、福祉、医療の分野の社会保障、それから税、防災分野です。年金の資格取得確認ですとか給付を受ける際に利用する。雇用保険も同様でございます。福祉、医療の分野もありますが、この中で今回の法律の中では、医療、介護のうち、身体に関わる情報、いわゆる健康情報とかどういう病気なんだとか、そういう話は範囲に含まれてございません。今回の法律は、医療、介護につきましてはいわゆる金銭情報だけです。これらの身体情報につきましてはさらに厚生労働省が検討するということになってございます。それから税分野につきましては、国民が税務当局に提出しております確定申告書、届出書、調書等に記載するということになってございます。それから防災分野につきましては、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用すると。そのほか、小さい字で書いてありますけれども、一番下に社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、地方公共団体が条例で定める事務にも利用できることとなっております。

一方で、番号制度というのはそういう意味では便利ではありますが、便利なものには常に危険が伴うものでございまして、そういう意味では、やはり情報の漏えいですとか、あるいは国家の一元管理とかという懸念が常に指摘されているところでございます。これらにつきまして私どもとしては、制度上の措置といたしまして、法律で目的外の使用を禁止していく、あるいは第三者機関ですとか、事前に評価する仕組みですとか、そういうものを作っていく、あるいは罰則の強化等を考えているところであります。

また、システム上の安全措置としましては、個人情報とは1つのファイルに全部詰め込むということでは決してありません。税の情報は税のまま、税の中でも国税は国税、地方税は地方税当局が管理する。年金は日本年金機構が管理するという形になります。そういう

意味で情報は分散管理されていると。

その中で必要なときに必要な限りにおいて情報を連携する。例えば所得情報を年金の保険料の減免に使うとなりますと、年金の保険料を減免する担当者は、所得情報は見られますけれども、決して税の担当者が年金の情報を見られるわけではない。そういう意味で必要な部分に限って必要な部分だけの情報を連携していくと。そしてそのアクセス制御によりましてアクセスできる人を制限、管理していくということを考えております。

例えば最近事件になりました海上保安庁の中国の漁船がぶつかってきた映像が漏れたという事件がありますけれども、これらもやっぱりアクセスできる人間が多過ぎるということに1つの問題があるだろうと思っております。そういう意味で直接の担当者以外はアクセスできないように管理していくということが大事だと考えております。その他通信の暗号化等、そういうシステム上の安全措置も講じていきたいと思っております。

次に、個人情報の保護でございます。この辺は新保先生から詳しくお話しがあると思いますので簡単にいきたいと思っておりますが、そういう意味ではまず基本的には、この法律の規定によるものを除きまして、他の目的外利用とか、あるいは情報の収集、それからファイルの作成等すべて禁止しております。この法律に書いてあるもの以外はそういう番号付き情報の提供も禁止しているということでございます。

それから、情報のやりとりにつきましてもネットワークシステムに保存しまして、不正なやりとりがされていないかを監視していくということでございます。

それから、1つは任意代理人による開示請求を可能としております。現在の行政機関個人情報保護法ですと法定代理人だけとなっておりますけれども、いろんな方がおられると。例えばシステムに対して必ずしも詳しくない方がおられるというふうなこともあります。あるいは税の分野なんかでは基本的には税理士が代理されるということも多数行われております。そういう意味で任意代理人による開示請求を可能としていると。一方で、本人の同意があっても目的外提供は厳禁しているということでございます。

番号制度における情報提供のイメージですけれども、右側に情報を持っている年金機構であり、あるいは国税庁であり、そういう機関があつて、それらの情報は基本的には番号ではなくて別の符号で情報提供ネットワークシステムという1つの機関を通すことによつて行つと。そしてその情報提供ネットワークシステムがどういう情報が通つたのかというのを常に残しておくことによつて不正な情報のやりとりができないかを監視していく、そういう仕組みとなっております。

それから、一方で個人のポータルサイトみたいなものを設置しようと思つております。これらにつきましては、自分の番号付きの情報がどういふふうによりとりされたのかとか、あるいは行政機関などが持っている自分の情報について確認できる機能、例えば自分は保険料を幾ら払つたとか税を幾ら払つたとかを確認できる、そういうものでございます。また、行政機関などへの手続を一度で済ませる機能も持たせたいと思つております。また、プッシュ型サービスといたしまして、例えば一定の情報が行政機関から届くような仕組み、例えば低所得の方に対しては年金の保険料の免除措置がありますとか、そういったものを表示していく、そういったことを考えております。

それから、先ほど言いました本人確認の仕組みとしまして、やっぱり番号だけでは危険でございますので、基本的には住民基本台帳カードを改良いたしました個人番号カードというものを考えております。これは本人の写真入りで、基本的にはICチップをつけて偽造防止をしたようなものを考えております。現在住民基本台帳カードというのがございませけれども、これを改良いたしまして番号もつけて、それで番号も確認できるようなカードを作りたいと思つております。

それから、特定個人情報保護評価というのは、事前に番号付きの情報を作るファイルとか、そういう情報のやりとりをするシステムを作る場合の事前評価でございます。これらにつきましては新保先生の説明に譲りたいと思つます。

それから、非常に重要な機関ですけれども、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するための第三者機関、これも内閣総理大臣の下にいわゆる独立性の高い三条委員会、公正取引委員会と同様のシステムを今回設置することとしております。これらの

ものにつきましては、そういう番号付きの個人情報保護のための指導、助言、勧告、命令、報告、立入検査等の実施権限を持つようにしたいと思っております。

それから、罰則につきましても、現在、個人情報保護法とか行政機関個人情報保護法に罰則がございますけれども、これらにつきましては、例えば公務員が理由なく特定個人情報を漏えいした場合なんかは大体倍にしております。

次に、法人番号ですが、法人につきましては個人情報保護という問題がほとんどございませんので、基本的には民間でも自由に利用可能なようにしていきたいと思えます。主に税の分野で使いますので、国税庁が登記番号等から付番していくということを考えてございます。

番号制度ですが、これまで申しましたように、可能性といたしましてはいろんな可能性があると。この制度そのものはいわゆるツールでございます。便利なツールだけれども、危険性のあるツールであるということで、そういう意味ではどういうふうに運営していくかということによりけりみたいなところもあります。そういう意味では可能性としましては、各分野に共通する社会基盤としてこれまで構想できなかった構想も実施できる可能性はある。一方で当然限界もあって、税の分野ではすべての所得を、すべての取引を把握するという事はやっぱり実際として不可能であろうと。そういう意味では、今よりは明らかに所得把握の正確性は向上すると思えますが、完全に把握できることはやっぱりないということであります。そういう意味で可能性と限界、留意点というのは常に考えていかないといけないということであります。

将来的な活用といたしましては、民間サービスに活用する場面等が考えられますが、この番号制度という場合、必ずしもこのマイナンバーだけではないわけです。番号制度というのは必ずしも1つの番号、1つのマイナンバーをすべての分野に使うということではなくて、例えば現在厚生労働省で検討しております医療の身体情報なんかはやはり機微性が高いということで別の番号を使うということも検討されております。また、民間利用という場合も、民間に必ずしもこの番号を直接使うということではなくて、逆に別の番号を使いつつ情報を連携するという事も考えられると。そういうふうなこともいろんなパター

ンで最もプライバシー等にインパクトの少ない制度を作っていかなければいけないと考えております。

今後のスケジュールですが、この法案が通りましたら、2015年の1月以降可能な範囲で利用を開始していくと。2016年の1月以降、情報提供ネットワークシステムを運営いたしまして、2016年の7月以降は地方公共団体との連携もやっていきたいと考えております。

これはロードマップを書いたものです。

私どもは、こういう今の制度につきましてご説明する、あるいはご意見を伺うためのシンポジウムを全国で開催しているところでございます。これが日程でございます。

最後に、ツイッターも発信しておりますのでよろしくお願いいたします。さらに詳しくは、パネルディスカッション等でさらに深い議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私の説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。向井審議官でございました。

続いて、慶應義塾大学准教授、新保史生様によりまして特別講演を始めさせていただきます。新保様、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 特別講演

新保史生：慶應義塾大学の新保と申します。本日、私からはマイナンバーとプライバシーについてお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私の専門は憲法並びに情報法という分野を専門といたしております、今回このような番号制という問題について考えるに当たりましては、やはり必然的に個人のプライバシーの権利というものを考えておかなければならないということになりますので、本日は私か

ら番号制導入に伴う個人の権利保障のあり方についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、ちょっと最初から気が重い話ではありますが、既にメディアなどでも報道がなされておりますとおり、現在、国の借金が、これは平成23年12月末の数字でありますけれども、958兆円、国民1人当たり759万円ということで、非常に多額の負債を抱えているということは周知のとおりであります。既に政府からの説明にもありますとおり、社会保障の給付の充実を図りつつ、やはり社会保障の給付についても様々な不正な受給があるわけです。某お笑いの方が問題にもなっておりますけれども、そういった不正な受給があったりとか、一方でいわゆるクロヨン問題などと呼ばれる税金の徴収率についても、映画の「マルサの女」のように、いろんな形で非常に一生懸命税金を徴収しても、やはり税金を確実に徴収するというのはなかなか難しいということは従来から指摘されてきたところであります。

その両面から考えたときに、やはり確実に本人確認を行うということがまず大前提であります。ところが、なかなかこの本人確認ということについても、後ほど実際にどういう問題があるかということをお話ししますけれども、なかなか難しい。とりわけ日本人は漢字で氏名が構成されますので、こういったことから非常に難しいという側面があるのは事実であります。

そこで、今回このようなマイナンバーという番号を導入するということが打ち出されたわけではありますが、その背景といたしましては、まず社会的背景として、少子高齢化、高齢者が増加する一方で労働人口が減少するというに伴って、必然的にやはり税収も今後大幅に増えるということは期待できないわけであるわけでありまして、さらに、格差の問題といたしましても、世代間の格差、それから地方の格差、様々な格差が指摘されているところであります。残念ながらこのような格差についても、少子高齢化の問題についても、将来的に大幅にこの状況が改善するということは見込めないというところが現在問題になっている点であるわけでありまして。

では、なぜ番号なのかということをお話するときに、2つ目の社会的要求という側面につ

いて考える必要があります。まず公平な社会保障給付の実現、この点につきましては、やはり不正な受給があったり不公平感があるという部分については、確実にその人物が社会保障給付を受ける人物なのかということを確認した上で公平、確実に社会保障を給付する。あわせてやはり税金の徴収ということであるわけであります。さらに、今後消費税がアップされた場合には、給付付税額控除なども検討が必要と考えられています。例えば確定申告をしている方は、誰が確定申告をしたかということ国側で把握することができるわけであります。その一方で、確定申告をされていない方については、誰が確定申告をしたかということについては、そもそも申告をされていないわけですから把握できない。そうなりますと、税金を徴収していない方にすべて税金を徴収していないにもかかわらず給付付税額控除を行うということになってしまいますと、非常に多額の資産を有していて、生活のためにお金を稼がなくてもよいような方についても、そういう方にもそういった給付を行ってしまうということになりかねないという問題があるわけです。ですから、そういった形で公平かつ確実に社会保障給付、徴税を実現するということに当たっては必然的に番号を用いざるを得ないという背景があります。

各人氏名によってそれぞれ個人が識別可能なわけでありますけれども、つまりこの名前を確認をすればよいではないかという議論があるわけであります。とりわけ番号制度については、やはり番号という性質上、個人を番号で呼ぶということについては従来からかなり抵抗があるのは事実であります。この件につきましてなぜ番号を用いなければならないのかということにつきまして、1つ目の問題としては、やはり日本人の氏名が漢字で構成されることによって、どこまで確実に個人を特定できるのかという問題がございます。とりわけ年金記録問題、まだ記憶に新しいところでありますけれども、この年金記録問題につきましては、仮名漢字の自動変換のシステムによって結果的に記録の誤りが非常に多く発生したことはご存じのとおりであります。いまだにこの年金記録については不明な方が多いということで、確認作業を行っているわけであります。

何が問題になったかといいますと、この漢字の氏名、まず読み方が非常に多いということです。私自身「新保」という名前ですけれども、「しんぼ」と呼ばれることもありますし、「にいほ」と呼ばれることもあります。つまり漢字についてはその読み方が非常に多いということで、場合によっては片仮名に変換をしたときに本来の氏名とは異なる読み方

で変換してしまうおそれがあるということがあるわけです。

従来から番号を用いた制度を考えてみても、どういう問題が生じているかといいますと、例えば戸籍、住民基本台帳、それぞれ戸籍統一文字と住民基本台帳統一文字というもので、文字コードと言いますけれども、文字がそれぞれ別々の文字コードが用いられております。さらに、システム上は、戸籍、住民基本台帳、登記という、主にこの3つについてそれぞれの文字コードがございます。これらについては、文字コードの数は、今は統一されて、両方とも互換性があるように使うことができるようにシステム的にはなっておりますけれども、しかし、その使用する文字については両方とも一致しているというわけではございません。

さらに、自治体の関係者もおられると思いますけれども、自治体の窓口で様々な手続を行うこと、また、この自治体の窓口実際に住民の方も行かれたときに必ず書くものがあります。これはやはり氏名ですね。そのときにどのように皆さんは氏名を書かれているでしょうか。私も字がなかなかうまくないものですから、達筆というよりも、単にうまくないだけという問題があるわけですから、そうしますと、同じ文字でもちょっとはね方が違うとか、ここは、本来ははねないのをはねるとか、点がちょっと多いとか、ほんのちょっとしたことで漢字というものは形が変わってしまいます。実は自治体におけるこういった名前の登録については、現行住民の方の書いた文字を尊重するという形で登録が行われておりますので、実はこの戸籍統一文字、住民基本台帳の統一文字コード、数万字と書いてありますけれども、つい昨日自治体向けの説明会でわかったことは200万字以上あるということなんです。

つまり、例えば、かつみという方の「己」「巳」という字が、左側が空いているのか、上まで閉じているのか、途中で止まってしまっているのかなど、このようにちょっと書き方が違うだけで文字が変わってしまう。その結果、現在自治体に登録されている文字200万以上という状況があるわけでありまして。そうなりますと、同一確認をすると、その文字、同じ人物の方を確認しようにも、文字がそもそもそのように異なってしまうという部分がございますので、例えばサイトウさんのサイという字が複数あるのは既に皆さんもご存じでしょうけれども、このように文字がちょっと違うだけで別人になってしまうという

問題があるわけです。

システムは、単にその文字が同一の文字コードの文字かどうかということしか確認を行いませんので、そうしますと、システムの的に確認をする、つまりコンピューターで特定の個人を確認するということは一見確実に本人確認ができそうに思えますけれども、ほんのちょっとそのように文字が違うだけで実は確認することができないという現状があるわけでありまして。

さらに、行政手続においては様々な手続、様々な書類が必要になります。そのときに本人確認の書類を提出するというだけでなく、本人を確認するという書類も複数あるわけでありましてけれども、そのときに、様々な手続で毎回同じようにいろんな証明書を提出するということは、やはり利用者側にとっても非常に負担になっているという状況があるわけでありまして。ですから、そういった問題を防ぐということもこの番号を用いることによるメリットとして考えられるわけです。

文字どおりこの不正行為を防止するに当たっても、例えばあえて自分の名前の漢字を違う漢字の形で書くということで、実際には別人に簡単になってしまう可能性があるわけですが、そうしますと、不正行為なども容易に発生してしまうということで、そういったことを予防する上でも、こういった番号を用いるということについてはその点の防止が可能であると考えられているわけでありまして。

現行の制度との関係についてでありますけれども、既にこのように我が国は戸籍を初めといたしまして住民登録の制度もございます。諸外国に比べまして我が国はこのように個人を登録する制度がある意味で非常によく整備されている国であるというふうにも言えるわけですね。具体的には、戸籍制度が残っている国、これはもう事実上我が国だけでありまして、もともと中国の魚鱗図冊、賦役黄冊といったような制度をもとに我が国がこういった戸籍の制度を導入したわけでありましてけれども、その後韓国、台湾も同様の戸籍制度を導入はいたしておりますけれども、これはご存じのとおり歴史的な経緯から我が国の制度が一時期導入されたという背景があるわけですね。現在はそのように動いていないわけでありましてけれども。一方、住民登録制度としても、どこに誰が住んでいるかということ

確認する制度が既にあるわけでありませぬ。

諸外国はどうかといひますと、一般的に、例えばアメリカを例にとりますと、アメリカはこのよな制度がございませぬので、誰がどこに住んでいるかといふことをすぐに確認するといふことは容易ではありませぬ。社会保障番号といふ番号によって事実上それを確認するといふ仕組みになっておりませぬ。つまり、日本でも既にこのよな番号があつて、とりわけ住民票コードといふ11桁の番号が既に割り振られているわけでありませぬので、この従来既に割り振られている住民票コードに加えてマイナンバーを新たに付番することが必要なのかといふ疑問がやはり様々なところから出ているわけでありませぬ。

この点を一言で簡単に説明をさせていただくと、見える番号と見えない番号を今後は使い分けて安全に番号を使つていこうといふ社会を実現しようとしているところでありませぬ。どういふことかといひますと、皆様はご自身の住民票コードはご存じでしょうか。住民票コードは平成14年の8月に住民票コードの通知書が交付されておりませぬ。もう10年ちよつとたつているわけですけれども、実はこの住民票コード通知書は再発行されませぬ。つまり住民票コード通知書に記載されている住民票コードのみが唯一ご自身の住民票コードを確認する正式な文書といふことになりませぬ。

となりませぬと、ネットで検索していただきますと、住民票コードをどうやって知ればいゝのといふ検索結果が山のように出てくるわけでありませぬが、つまり10年たつと、10年前の文書を大事にとっている方は少ないといふ状況があるわけでありませぬけれども、現状では住民票を住民票コード入りで申請するといふことで確認が可能となつているわけでありませぬ。ですから、ご自身の住民票コードを確認する場合には住民票コード入りの住民票を請求して確認すると。ただ、一般的に多くの自治体では、やはり住民票コード入りの住民票は、自動交付は行ふことができないよななつていませぬ。窓口で本人確認をきっちり行つた上で行ふと。つまり住民票コードはご自身も知らない見えない番号なんですぬ。

一方、見える番号は何か、マイナンバーです。マイナンバーは、今後社会保障と税の分野で一般の事業者が使うことにもなりませぬ。一般の事業者が使うといふのは、番号を企業が提供するサービスなどにおいて利用する民間利用といふことではなく、社会保障と税分

野における様々な行政手続において利用するということが想定されているわけです。そのときに自分の番号を他人が利用するということは、住民票コードは想定しておりませんが、マイナンバーは自分の番号が見える番号として安全に使ってもらうということを想定しているわけです。

なぜマイナンバーかということは、今申し上げたとおり、安全に見える番号を利用するための仕組みを今回このような形で考えたということなんですね。その法案、マイナンバー法案、既に政府説明にございましたので、この点は私からは省略をさせていただきますけれども、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するためにこのマイナンバーというものを導入しよう。この基本理念が4つございますけれども、個人の権利、利益を保護した上でこういった番号を利用するということを想定しているわけです。

しかし、懸念事項としては、やはり個人情報、プライバシーを保護するということがまず大前提となりますので、そうしますと、この番号というのは、ちょっと難しい文字列の悉皆性と読みますが、国民全員にすべて割り振られるというまず悉皆性という特徴がございます。さらに、この番号は唯一その番号1つで確認をするということになりますので、唯一無二の番号ということになるわけです。そうなりますと、番号は、その番号が他人に使われることによって問題が生ずるということは当然想定されるわけです。これを一般にアイデンティティーセフト、番号の不正利用、ID盗用という問題で、これは国際的に諸外国においても問題となってきたところでもあります。

この点については心配がないのかというと、IDの盗用の心配は当然あるということになります。ところが、見える番号は変更することが可能です。ですから、見えない番号は変更することがなかなか難しいという状況がありますけれども、見える番号はそういった場合にも変更ができるような措置を講ずるという形になっているわけです。

具体的に個人情報保護のための措置を講ずるため様々な検討がなされました。1つ目、国家管理への懸念、これはこの次の部分の住民基本台帳ネットワークシステムへの違憲訴訟というものが提起されたわけでありましてけれども、国家管理、一元管理されることにつ

いてやはり懸念があるのではないか。2つ目、個人情報追跡、突合がされることによって何らかの個人の不利益が生ずるのではないか。3つ目、不正利用による財産その他の被害が発生する懸念があるんじゃないか、こういった懸念がやはりあるわけです。

現に住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決におきましては、下級審で違憲であるという判決も出ているわけでありまして、最終的には最高裁判決では合憲であるという形になっておりますけれども、やはり様々な問題があるのではないかとということが指摘されてきたことは厳然たる事実であります。

なお、マイナンバー、よく共通番号という呼び方を使っておりますけれども、これは私の個人的見解ですけれども、現時点においては共通で利用することができない仕組みになっておりますので、必ずしもこの呼び方は正しくはないのではないかと考えております。ですから、共通番号制度ということについては、将来的にそうなる可能性はございますけれども、現状では共通に使える番号にはなっていないというところであります。

これらの懸念を解決する、対応するために何が行われたのか、具体的にこのような点について番号制構築のために必要であるということで検討がなされているわけでありまして。

まず1つ目に、やはり正当な理由なくそのような番号が利用されてしまうことによって何らかの問題が生ずる可能性があるということは先ほど申し上げたとおりでありますので、この点についてはみだりに第三者に開示、公表されないという形で利用する。これによって結果的にそのような形の利用がなされた場合には罰則の適用という形になっているわけです。

一元的に管理するという点についても、これは情報連携基盤というものを通じて利用することになるわけでありまして、情報保有機関のデータベースでそれぞれ分散的に管理するという点、この仕組みを実現するためにマイナンバーを導入するという点になっているわけです。利用範囲についても正当な行政目的の範囲で行われるということが前提となるという形になっております。

さらに、システムのにも情報が容易に漏えいするといったような具体的な危険がないようにするために、当然のことながら暗号化の処理、システム上のセキュリティー対策が講じられます。

目的外利用、秘密漏えい等については、先ほど罰則についてはかなり重罰化ということについてご紹介がありましたけれども、守秘義務違反について、この点については罰則の強化が図られております。

とりわけ今回の番号制度におきまして注目すべき点は6つ目の第三者機関の設置という点であります。第三者機関、具体的にどういう機関かということでもありますけれども、今回個人番号情報保護委員会という委員会を設置するということが法案に盛り込まれております。これはいわゆる三条機関、三条機関というのは国家行政組織法第3条に基づいて設置される機関のことを三条機関と呼んでいるわけでもありますけれども、この機関はどのような権限があるかといいますと、個人情報の取り扱いに関する監視、監督並びに特定個人情報保護評価、普及啓発、その他の機能となっておりますけれども、具体的にどのような点が注目すべき点かと申しますと、これを見ていただくと、今回の三条機関については内閣府設置法49条に基づく機関となっておりますので、同じ並びの機関としては公正取引委員会と国家公安委員会という並びになっております。

今回の番号を導入する背景は、社会保障と税という分野でありますけれども、例えば税については、国民の三大義務の1つであります納税の義務を果たす上で国民の義務の1つとして定められているのが納税の義務であります。つまり国民はこの納税の義務を果たすことに当たって、このマイナンバーによって特定の個人を識別された上で確実な徴税が行われるということになるわけですから、一方、国の側もやはり義務は負わなければならないわけですから。その義務は何かといいますと、個人のプライバシーといった権利、利益を保障する義務というものであります。それを果たす上で最も有効な手段としては、国がきちんとその義務を果たしているのかということ、第三者が確認する仕組みが必要であったわけでありまして、その仕組みがこの三条機関、個人番号情報保護委員会という仕組みであります。

さらに、この第三者機関によって第三者が確認をするという仕組みに加えて、もう一歩、もう一つ個人のプライバシーの権利を保障する仕組みを用意しております。つまり、従来個人のプライバシーというのは侵害されて救済するという事後的にどうやって救済するというのを考えてきたわけでありましてけれども、今回のマイナンバーは大きく2つの点から、事前にプライバシーの権利の保障に当たって必要な事柄を尽くそうという仕組みになっているわけです。その1つが第三者機関としての個人番号情報保護委員会、もう一つがプライバシーに影響評価という理念に基づく特定個人情報保護評価という仕組みなんです。これは我が国初の仕組みであります。

具体的にはどのような仕組みかといいますと、特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生危険性及び影響を評価する仕組み。具体的には一言で簡単に申しますとどういう仕組みかといいますと、環境影響評価と基本的には同じ考えをとっております。環境影響評価、ご存じだと思いますけれども、例えば公共事業を実施するときに、道路を作ります、川を作ります、ダムを作りますというときに、公共事業を実施する上で必然的に伴うものがあります。環境破壊ですね。そのときに環境は一度失われてしまいますと原状回復するのはかなり大変です。プライバシーも同じです。プライバシーも、例えばネット上で一度ご自身のプライバシーを他人に知られたくないことが書かれてしまうと、これを消すことは事実上不可能に近いですね。つまりプライバシーというものも、一度失われると取り返しがつかないものであると考えられるわけです。そこで、この環境についても影響を評価して、最低限度の環境破壊でとどめるということを従来から取り組みを行ってきたわけがあります。これを今回プライバシー影響評価という仕組みを、我が国においては特定個人情報保護評価という仕組みで、事前にプライバシーの権利、利益に対する侵害を最低限にするための取り組みを行うという非常に注目すべき取り組みを今回行うことを予定しているわけがあります。

具体的な仕組みとしては、本日は行政機関の方もお越しであると思っておりますので、具体的にどのような仕組みとして今後特定個人情報保護評価を実施していくのかということにつきましては、現在その指針の素案が出ております。3月に行政機関向けが出ております。今後、行政機関と地方独立行政法人向けの指針は今年度策定する予定でありますので、引き続きこの点につきましては内閣官房のホームページでご確認をいただきたいと思っております。

ります。

このような仕組みを導入する背景について簡単に触れておきたいと思いますが、これはプライバシーの権利というものなんですね。プライバシーの権利というのは、私生活をみだりに公開されないという自由ないし権利であります。これが実際に侵害されますと、この3つの要件に基づいて従来から民事では不法行為として損害賠償の責任などが認められてきたわけでありまして、一方、憲法では自己に関する情報をコントロールする権利という形で従来から議論がなされてきたものであります。今回、先ほどマイポータル、または情報提供ネットワークシステムというもので、本人が自分の情報の取り扱いについて確認をすることができる仕組みを今回のマイナンバーの仕組みにおいても用意しておりますけれども、これはまさに自己に関する情報をコントロールする権利というものを具体的に実現するための1つの手段ということになるわけであります。

なお、プライバシーについては、プライバシーは非常に重要な情報と一般的に皆さんが他人に知られても差し支えがない情報に大きく分けられます。ですから、プライバシーだからといって、直ちにそれらがすべて一切他人に知られないとかいうことを保障するわけでは必ずしもないというところであります。

なお、私の私論といたしまして、個人的な見解ですがけれども、プライバシー、どういうものを保護しようとしているのかというときに、なかなかわかりづらい部分がございますので、簡単に私的な領域、他人に知られたくない情報、自分が何かをするということについて他人から干渉を受けないというこの3つの保護法益と言いますけれども、この3つの観点から保護することを目的としているのがこのプライバシーの権利というものであると。

さらに、個人情報とプライバシーは何が違うんですかというご質問もよくありますので、個人情報というのは左側の青、黄色、赤という色分けをしている部分が個人情報であります。個人情報保護法は実は色分けはしておりません。つまり個人情報は個人情報として取り扱うという形になっております。その一方で、黄色と赤の部分については、やはり他人に知られることを一般に皆さんは欲しない情報と考えられますので、これをプライバ

シーと呼んでいるわけです。ですから、本日私の名前が皆様の手元にございますけれども、もし私の名前がプライバシーであるとすれば、本日退席する際にはすべて名前が書かれているものは席に置いて退席くださいということにせざるを得ないわけでありますけれども、実際に公になっている氏名についてはプライバシーではありません。ですから、こういった情報については単なる公になっている公知の情報としてふだん日ごろ利用することが認められているということになるわけです。

一方、位置情報であるとか、これは領域、自分が図書館でどういう本を読んだのかというのは個人の自立の部分です。こういった情報は文字どおりのプライバシーに当たります。ですから、図書館の貸し出し履歴であるとか、図書館で取り扱われている情報についてはすべてプライバシーになるということです。

なお、現行の個人情報保護制度を参考資料としてこちらに入れておりますので、現在このような形で日本の個人情報保護制度は構成されております。

さらに、各省庁も非常に細かくガイドラインを制定しておりますので、こちら、今後、例えば個人情報の取り扱いについて具体的にどのような問題があるのか、どのような分野でどのようなガイドラインができていくのかということをご確認いただくときにはこちらの図をご参照いただければと思っております。

なお、本日は自治体の方もおられると思っておりますけれども、自治体における個人情報保護の問題で1点だけ注意が必要な点は、国の個人情報保護に関する5つの法律の義務規定は適用されませんので、自治体についてはあくまで各自治体の個人情報保護条例にゆだねられているということは注意が必要な点であります。

最後に、今後、このマイナンバーという制度を構築することによって、我が国もこのマイナンバーによって個人を識別した上で社会保障と税の分野においてこの番号を使うという制度ができ上がるわけでありますけれども、日本国内の検討はこのような様々な形で行われておりますが、今後やはり日本も世界の中の日本として、こちらの図にありますとおり、各国との関係で個人情報保護の問題については様々な問題、課題が山積みの状況とな

っております。この点について、諸外国ではプライバシーコミッショナーという第三者が具体的に生じた問題の解決を図っているわけでありますけれども、残念ながら我が国にはその機関がないという状況がございますので、今回三条委員会として個人番号情報保護委員会を設置するという事になっておりますけれども、この機関が今後国際的に独立の個人情報保護の機関として認められるかどうかということについても引き続き私は注視しているところであります。

以上、本日はマイナンバーとプライバシーについてお話をさせていただきました。ありがとうございます。

司会：どうもありがとうございました。新保様でございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。お席をお離れになる際は貴重品をお持ちいただきますようお願いいたします。それでは、お時間までご休憩くださいませ。

この後、マイナンバーシンポジウムin愛媛は午後2時45分からの再開とさせていただきます。お時間になりましたら、お席に着いてお待ちくださいませ。

[休 憩]

司会：皆様、お待たせいたしました。只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、パネリストの皆様、どうぞステージにお上がりくださいませ。プロフィールはお手元の登壇者プロフィールをごらんください。

それでは、ご紹介させていただきます。先ほど特別講演をいただきました慶應義塾大学准教授、新保史生様。そして、日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、平田かおり様。日本経済団体連合会電子行政推進委員会電子行政推進部会長、リコージャパン株式

会社顧問、遠藤紘一様。四国税理士会副会長、菅浩一郎様。番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官。そして、コーディネーターは、愛媛新聞社、篠浦公二論説委員長です。

それでは、篠浦論説委員長、よろしくお願いいたします。

(5) パネルディスカッション

篠浦公二：皆さん、改めてこんにちは。只今ご紹介いただきました愛媛新聞社の篠浦です。本日はパネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます。何分不慣れで至らぬところ多々あるかと思えますけれども、ご容赦いただきながら進めさせていただきますと思います。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

先ほどマイナンバーについて、内閣官房の峰崎さんや向井さんのお話、さらには慶應義塾大学の新保さんの特別講演がありましたので、内容とか仕組みとか、あるいは経緯とか、そういったものは大体おわかりいただけたんじゃないかなと思います。

私なりにちょっと整理してみますと、いわゆる私たちの個人情報というのは、年金とか医療とか、あるいは社会保険とか労働保険、税務分野といった制度ごとにばらばらに管理されていると思います。これをマイナンバーという1つの番号に統一して名寄せして、連携させて利用して皆さんのサービスの向上を図っていこうというふうなものだと思います。だから、例えば行政サービスで何かを受けたいというときに、住民票とか、あるいは所得証明書、そういったものとか社会保障給付を受ける際に納税証明書が不要になるとか、そういったいろいろな分野で事務手続が簡略化されて私たちの利便性がアップすると考えられます。それに合わせて行政も効率化されると思います。また、この番号制度を入れることによって所得、そういったものをきちんと把握して、所得に応じた公平な社会保障の保障費の負担とか給付とかといったようなこともできるように聞いています。今まさに国会で審議されようとしている社会保障と税の一体改革で、政府・与党が低所得者対策の柱と位置づけている給付付きの税額控除を導入する前提ともなる制度だと思っています。当面社会保障分野とか、あるいは税務分野、防災分野、ここでできる範囲で早期に利用していこうというふうに説明がありましたけれども、経済界などからは早く民間分野で

も利用するよう求める声も上がっています。

しかし、一方で、導入や運営にかかる膨大なコストの負担の問題とか、あるいは個人情報が一元管理されることに対する社会の不安といいますか、懸念といいますか、あるいは情報漏えいによる不正利用への心配といったものも問題点として指摘されているところです。私なんかは個人的には、そうやって国に情報が一元管理されるということに対しては警戒感を持つんですけども、ネット世代の若い方々なんかになると、むしろもっと便利な使い方を期待するといった傾向もあるように思います。こういった点を本日はいろいろ議論していただきたいと思っています。

前置きが長くなりましたけれども、先ほどお話しいただいたお三方にも引き続き議論に入っていただくんですけども、まずはまだご発言のないお三方からご意見を伺いたいと思っています。発言に際しては、このマイナンバーに賛成か反対かという賛否の立場をはっきり示されてご発言願えればと思っています。

このパネルディスカッションは午後3時20分ぐらいまでをめどとしまして、その後会場の皆さんの質疑応答あるいは意見交換と考えております。午後4時をめどに終了させたいと予定として考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、日本経団連の遠藤さん、税理士の菅さん、弁護士の平田さんの順番でお話しただけたらと思います。まずは遠藤さん、よろしくお願いいたします。

遠藤 絃一：ありがとうございます。今ご紹介いただきましたけれども、私は経団連で電子行政推進部会長を務めておりますリコー・ジャパンの遠藤と申します。かれこれこのことについては5年ぐらいやってみまして、後ほどちょっと述べますが、政府の一番この関係の責任者というのはある意味ではIT担当大臣なんですが、IT担当大臣はこの10年間に12人ほどかわっておられまして、こんなことで何ができるのかと。でも、やっと国会に法案が提出されたということで1つの区切りのところに来ているのかなというところで、このシンポジウムの意味合いもあるのではないかと考えています。

最初に経団連の立場は、導入に対しては賛成です。もともと早く導入してほしいということを一貫して言ってきた立場です。そして、私は経団連から来ていますけれども、経済同友会ですとか日本商工会議所ですとか主な経済団体は、概ねやはり早く導入すべきであるという立場です。ただし、何でもいからやれという話ではなくて、先ほどいろいろお話がありましたけれども、注意点はいろいろあるわけでありまして、それをきちっとやりながらいこうということでもあります。

まずお手元の資料の1でございますけれども、1996年頃から既に経団連は、こういう番号制度を導入していろんな分野で活用しようじゃないかということを提案しております。最近の動きでは、2010年に番号制度に関するシンポジウムということで、経団連のほうでここにいらっしゃる峰崎参与もお迎えしたりして、自民党の代議士さんも入ってシンポジウムをっております。

その他、次のページを見ていただくと、番号制度をめぐる経団連の活動例ということで、ごらんいただくように、いろんな団体、組織とさまざまな連携をとり合って今までまとめてきたいろんな提言を整理しているところであります。

もともと経団連ではどうして賛成をしているのかということではありますが、皆様もご承知のとおり、急速な高齢化を迎える中で、公平公正な税、社会保障制度の一体的な改革のためにはどうしてもやっぱり一人一人をきちっと把握する必要があると。もちろん必要のない情報まで集める必要はないわけでありまして、必要な部分はきちっとまとめて、それをベースにして給付なり徴収なりをするということが絶対必要なわけです。それが今までのやり方ではどうしても抜けが出てしまう。あるいは不正なことがあってもなかなか見分けられないということがあるわけで、それを直したいということでもあります。

ただ、税と社会保障というところだけではなくて、民間でもこの番号を上手に使うことによって、いろんな手続だとか、あるいは経費だとか、そういったものが非常に少なくて済むと。そういう意味で社会のインフラをもっともっと効率化して、日本の経済がふらふらしているのを足元から支える大きな1つの役目を担うという期待をしておるわけであります。

どこでもそうですけれども、会社なんかでも社員番号というのがあります。それによって必要なことは何でもわかるようになってきているということです。ただし、誰もがそれを見られるというわけでは決してないということでもあります。

それから、番号制度は今申しましたようにツールでありますので、それだけではなかなかいろんなことはできません。ですから、早く導入をして、それを活用して必要なアプリケーションを作って試していくことが非常に重要でありまして、最初から完全無欠ということはとても無理だと思いますので、その辺についてはやりながら直していくことになると思います。

それから、基本的にはどんなことを考えているのかということではありますが、番号の導入をベースにしまして行政の業務の改革をしていただくことが非常に重要であります。前に政府業務あるいは自治体業務の電子化が随分予算をとって進められたんですが、実はそのときは手続を電子化するというに終始したために、余り使われていない、中には全く使われていない手続のために電子化の費用が使われてしまったというようなことがございます。そこで、番号制度を活用して、業務改革、府省庁間の連携、あるいは中央と地方の連携といったことをすることによっていろんな形での合理化が進むということになると思っています。そういうことで、ぜひ行政業務の改革をしなければいけない。

ところが、先ほどちょっと申し上げましたが、10年間に10数人もIT担当大臣が変わってはポリシーは全然ないも同じということになるわけで、会社でも我々CIOというのは少なくとも最低5年ぐらいやるんですね。それも業務にかなり精通した人間をできるだけ当てるようにしているということなので、ぜひこの番号を入れるのと同時に、行政のCIOというのも設置して相当強力な権限を持ってもらって、もちろんスタッフも相当優秀な人を入れて、そして中央、地方合わせていろんな業務の改革をしながらITを上手に使っていただくというふうにしていただきたいと思いますと考えております。

そういう意味で、今、政府にはいろいろCIOとかいらっしゃるんですけれども、各省庁に分かれたままなので、国全体として、より効果的な、ITをもっと使った行政改革を

進めようじゃないかというところにはなかなか行かないということなので、ぜひこれを国全体を見る行政のC I Oという形で位置づけてほしいなと思います。

私の時間がオーバーしてしまっているのですが、あとお手元の4ページ以降に、民間利用をした場合に、もちろん民間利用するといっても官も必ず一緒になるんですけども、いろんな形でメリットが出てきますということを幾つかここに挙げておりますので、ご覧いただければと。

経団連でいろんな人たち、いろんな金融機関の人たちや何かも含めて部会、ワーキンググループを作って、幾つかのテーマについてどのぐらいの効果が出てくるだろうかという試算をしたのが、ここにはありませんが、公表されております。それによりますと、年間で取り上げたテーマだけの合計で2兆円強いろんなところで費用が削減できると。毎年です。1回やったらおしまいということではなくて、毎年その効果が持続するわけですから。まだやっていない、そういう試算をしていないものまで入れると、多分3兆円ぐらいはいくのではないかと、このように試算されていまして、ぜひそういう浮いてきた費用を、あるいは当然のことながらその次には人材も浮いてくるわけですから、今までできなかったことをやるためにそういう人材を投入したり、あるいは浮いてきた費用の一部を使うということをやっていきなさいなと考えております。

最後に、私から、先ほどの基本的考えのところにはきちんとうたっておりませんでしたけれども、個人情報についてはいろんな施策が考えられておりますので、これは危ない危ないということだけを頭に入れるんじゃなくて、幾つかの提起されたものについては、新しい仕組みではこういうふうにしてそれに対しては対策がとられていますということが、向井審議官の説明でもありましたけれども、そういうふうに対比してちゃんとご理解をいただくことが非常に重要だと考えております。

ちょっと時間が長くなりまして申しわけありませんが、私からは以上であります。

篠浦公二：どうもありがとうございました。それでは、菅さん、よろしく申し上げます。

菅浩一郎：四国税理士会の菅と申します。四国会では副会長を務めております。よろしくお願い申し上げます。

本日のマイナンバー制度における税という分野に関して税理士として私が呼ばれたのかなと解釈しております。まず最初に、日本税理士会連合会の基本的な立場について説明させていただきます。

日本税理士会連合会では、平成23年度の税制改正建議書におきまして番号制度について考え方を表明しておりまして、その中で基本的に賛成であるという立場を表明しております。

制度の意見について9項目ありますけれども、時間の関係がありますので要点のみの説明にさせていただきたいと思っております。

まず1番目ですが、国民の利便に資すること。まずこの制度は国民に対して公平公正でなければならないということは当然です。その一方で、行政組織の責務ということを考えた場合に、最小の費用で最大の効果を生む、そして行政費用の削減をしていくことが求められているのではないかと考えております。

続きまして、申告納税制度が確立されております日本につきましては、番号制度の導入はあくまでこれを補完する制度であるということが前提であります。制度の導入により、税務申告、納税等の確実な遂行、そして社会保障の適切な支給等の実現が可能となることを強く期待しております。

続きまして、税務分野、社会保障分野の利用とすること。国民の利便に資するためには、税務全般にわたる制度と、さらに社会保障や地方税も統一的に規律できるという制度が望ましいのは言うまでもありません。しかしながら、先ほど遠藤さんがおっしゃいましたようにいろいろな問題が生じる可能性がでてまいりますので、まずは税務分野、そして現金給付に限定した社会保障分野の利用からと考えております。そして、いろいろな問題が発生した時点で、その問題点を検証、解決しながら時間をかけて制度を熟成させていく

ということが必要であろうかと考えております。

3番目としまして、番号には新たな番号を利用するという事です。税理士会としては、やはり基本的には住民票コードをベースとした新たな番号とするということが合理的な選択ではないかと考えております。

なお、現行の制度では、住民票コードを有しない者、住民登録されていない者については付番されないということになるかと考えています。この点につきましては何らかの整理が必要ではないかと考えております。

4番目でございます。情報管理について万全の措置を図ること。番号制度導入により、番号をキーにした名寄せ、突合は当然政府、民間で行われると思います。違法な名寄せ、突合に対しての制度設計、罰則の強化が求められているのではないかと考えております。

5番目、付番対象を追加するという事です。極力すべての納税者に付番することで課税の公平性を確保するということが重要と考えておりますが、日本国内に財産を有し、日本国内で源泉所得を得る非居住者、会社法人等番号を有しない登記のない外国普通法人を追加することが必要と考えております。すべての納税者に番号制度を付番するということが最大課題であります。

6番目、税務手続の効率化を図ること。国税、地方税には共通または類似した手続が非常に多いということでございます。番号制度導入によりこれらの手続の重複を排除するなど、効率化を図ることが必要です。

7番目、ICカード、マイポータルを整備すること。ICカードには番号を例外なく記載することが必要と考えております。また、マイポータルは個人だけではなくて法人にも設置すべきと税理士会は考えております。法人もマイポータルを設けることにより適正な納税義務を果たすとともに、必要な各種税務情報、例えば青色申告かどうか、消費税の課税事業者かどうかとかいうふうな各種税務情報が入手可能となります。

8番目でございます。中小企業者の事務負担を配慮。当然番号の取扱事業者には源泉徴収義務者等多くの中小企業が該当するとなります。日本の企業の大部分は零細中小企業者が占めます。番号の取扱事業者であります中小企業に過度な事務負担を強いることのないような制度を構築してほしいと考えております。

最後になりました。9番目、税理士の立場から申し上げますと、我々税理士は電子政府構想の一翼を担っている電子申告に非常に積極的に取り組んでおります。この電子申告というのは、個人、法人が税務署に申告する際、インターネットを通じまして行政機関に申告書を送信するというものであります。税理士会がこの電子申告に積極的に取り組んで以来、飛躍的に電子申告の利用率が向上して経費節減に役立っております。

番号制度の取り扱いに関しまして、税務書類の作成可能なのは税理士、または税理士法人だけであるということを確認した上で、代理送信が税理士業務であるということを確認し、そして代理送信する場合も、税理士業務として法律に定めてほしいということです。

それと、代理送信する税理士にもマイポータルの閲覧を可能してほしいということをご希望したいと思います。これは、私が税理士、または税理士会の人間だから自分のところの業界云々ということ言われているというふうにもおられますけれども、そうではなくて、これの制度、例えば電子を利用した申告、税に関して言えば、申告制度には税理士がなくてはならないということの主張です。というのは、この中で多分地方自治体の方がおられると思いますけれども、年末調整をした後、今後源泉徴収票にも番号が付されると思います。その源泉徴収票を地方自治体に送付するときに、以前は手で1枚1枚数えて出していたのが、幸いにして、愛媛県は、大部分の市町村に電子にて送信することでかなりの徴収票が提出されるようになりました。経費の節減がなされるとともにそれ大部分は税理士が行っているということでございます、我々税理士は電子政府の一翼を担っているんだという自覚を持っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

篠浦公二：どうもありがとうございました。それでは、平田さん、よろしく願いします。

平田かおり：弁護士の平田です。共通番号勉強会とちょっと題名を間違えてしまったのですが、そのレジュメに沿ってお話ししますが、私は日弁連の情報問題委員会の委員をしております、共通番号制に反対ないし慎重の立場から意見を申し上げたいと思います。

日弁連が、こういうお猿さんが表紙に書かれたQ & Aというものを出しておりますので、またこれも参考にして読んでください。

ちょっとレジュメが長いのでかなり割愛していきますけれども、これまで政府が国民情報の統合管理、利用に向けた試みをしてきましたけれども、かなり難航してきているわけです。それはやはり国民のプライバシーの侵害の懸念が非常に強いからです。1999年に住民基本台帳法が改正されて住民票コードができました。2002年の5月に稼働されているわけですが、この当時、民主党も猛烈な反対をしておりました。しかし、稼働になりまして、ご承知のとおり、全国で訴訟が起こりました。その後、いわゆる消えた年金問題というのもありまして番号が必要だというような議論が高まりまして今回審議入りしたという経緯があります。ちょっとここには書いていないんですけれども、消えた年金問題というのは、もともとあったデータ、個人の名前だとか住所だとか、そういったものを番号に切りかえるときにかなりそこで漏れた、それで発生したものですので、番号がなかったからだめなんだということとはちょっとレベルが違うので、そこは理解していただきたいなと思います。

共通番号制度の概要と書いてありますけれども、これはもう政府の方の説明もありましたので詳しくは述べませんけれども、住基ネット以前と以降、今後どう変わるかということころだけ簡単にお話ししたいと思います。

住基ネットが導入される前は、国民の名簿は市町村単位で市町村が住民基本台帳として個別に管理していた。住基ネット以降は、ここに書いてあります6情報が必要な業務があったときには自由に利用できるとなりました。しかし、民間の利用は禁止するということが明定されておりました。共通番号については、この基本6情報以外の様々な情報がリンクづけられて1つの番号で名寄せできるという制度です。しかも、民間の利用が想定され

ています。これは今回の法案には民間利用ということは書いていませんけれども、これまでの説明がありましたように、想定がされております。

次のページに行きますけれども、共通番号制度の理念だとか効果は、先ほど公正公平な社会を目指すんだというふうなお話がありましたけれども、では、それで何をする、どういふふうにしますよという話は具体的には出てきていないと思います。共通番号制でどのような形の社会を作るかというのはその時々政治によって変わり得ると思います。

公正公平な社会と言うんですけれども、今、税金なんかの税率を見ますと、申告所得が1億円を超えるとどんどん税率が下がっているんですね。これが公平なんですかというような疑問もあると思うんです。この公平公正と言えないんじゃないかというような現実を考えずに公平公正にするんだと言っても、私はちょっと説得力に欠けるかと思っております。

それと、社会保障をきめ細やかに充実するんだと言うんですけれども、社会保障の切り下げに変わることもあります。ここに社会保障個人会計というのを書いておりますけれども、これは社会保障に関する情報を番号を用いて個人単位で名寄せして明確にする仕組みで、いわゆる小泉政権での骨太方針、あれは社会保障を切り下げるという内容の骨太方針でしたけれども、そのときにも出てくるものです。

給付と負担のバランスを国民一人一人に確認させて個人単位でバランスを見ると。そうすると、給付の多い者が、例えば障害を持っておられる方なんかはバランスが悪いわけですよね。

それと、先ほどの政府の方が最初に総合合算制度、例えば政府が検討している医療総合合算制度は、医療世帯当たりの月額上限額、例えば8万円以上の支払いは一たん払う必要がないですよ、窓口で払わなくてもいいですよというお話がありましたけれども、これは民間の病院がその世帯がお支払いのときに8万円以上超えているかどうかをわからないといけないわけですよね。しかし、今の法案というか、今のレベルというか、今の整備状況では民間の病院がそういう確認するすべは整備されていません。なので、その実現がどこ

までできるかというのは必ずしも保証がないものと思います。

それと、マイ・ポータルというのも出てきておりますけれども、これは自己情報コントロール権を保護するんだと、それに資するんだというような説明がされているかと思うのですが、自己情報コントロールというのは、自分の情報の収集、自分の情報をとったり管理したり利用したり誰かに提供することを自分でコントロールするということです。マイポータルはそれを可能にするわけではありません。後で確認できるようにするというだけです。なので、必ずしも自己情報コントロール権の保障ということにはならないのではないかなと思いますし、高齢者の方も含めたすべての方がパソコンなりインターネットにアクセスして確認できる能力があるのかどうなのか、デジタルデバイドの問題もあります。

それと、そもそも私は一応法律家なんですけれども、今回の法案を見ても、何のために利用されるのかという具体的なことがわからないんですね。どういうことに使うのかとか、そういうことは各省令、法律じゃなくて行政のほうで定めるというふうになってきているんですね。だから、全くわからない。多分皆さんが見てもわからないと思います。誰がアクセスしたかというのをすべて開示されるという保証も私はないと思います。行政個人情報保護法に開示の除外規定があります。

それと、所得の把握ということが出てきますけれども、今の番号制で所得の把握が完全になるということでは全くありません。財務省の考え方で納税者番号制度というのがここに書いてあるんですけれども、これは日弁連のパンフレットの6ページに書いてあるんですけれども、これを徹底すれば、もしかすると所得把握はある程度可能になるのかもしれませんが、共通番号はそういうものではありません。

それと、正確な所得把握が本当にできていないのか。クロヨンとかトーゴーサンとかいう言葉がありますけれども、会社員はほぼ所得の把握はなされていると思いますけれども、自営業者についても、以前同じシンポジウムで税理士さんが登壇されていたので、その場で聞いたら、自営業者の方もほとんど正確にまじめにやっておられますよというようなことを言っておられました。それと、100%正確な所得の把握は不可能であるというこ

とも一番最初に政府の方が言われたかと思います。

それと、4ページに行きますけれども、被災者支援に役立つとかいう話もあるんですけども、例えば避難所などで基本4情報だとか番号を告知することによって迅速に避難者リストの作成ができるとかいう話も出てはいるんですけども、番号を記憶しているとは限りませんし、カードをその場で紛失すると逆に支援を受けられないおそれもありますし、その紛失の際のカードの偽造だとか成りすましの問題もあります。

今、法案はカードをみんなに配るというふうになっていないんですね。申請があった場合に配りますとなっています。なので、みんなが持つという前提は実はとってはいません。

一番の問題はやはりプライバシーの問題です。国家管理ということを非常に懸念しております。すべての国民を生身の人間として丸ごと情報を把握できる、それを可能とするシステムだと思います。成りすましたとか情報漏えいの問題があります。

第三者機関の話が出ておりますけれども、今法案で定められているのは、委員長及び委員6名で、そのうち3人は非常勤、そういった第三者機関となっています。これで本当に大丈夫なんですかと思います。それよりも何よりも、例えばドイツは第三者機関が非常に発達してまして、保護責任者だとかデータ監察官だとか、そういう制度が過去ずっと昔からあるんですね。日本はそういった基盤が全くないんです。これからそういうドラスティックに変わる共通番号制を入れようとするときに、安心して情報管理がなされるかというと、ちょっと皆さん不安が残るのではないかなと思います。

駆け足で済みませんが、費用対効果のことについてちょっと述べたいと思います。これは余り資料が出ていないんですけども、平成22年6月29日の中間取りまとめというのがありまして、これで見ると、最大で6100億円というような数字が出てくるんですね。ただし、これは毎年かかる運用経費は含まれていません。そして、医療機関などの民間側のシステムも整えなければならないということになれば、この開発費は全く含まれていません。非常に巨大な公共事業なんですね。

住基ネットのときも行政効率をアップするという導入されたわけですが、これは非常に自治体に負担が大きなものとなっています。添付資料で私がちょっとつけております福岡住基ネット訴訟より調査嘱託結果とあるのですが、これは、福岡住基訴訟で、各自治体に福岡県の小さいところから大きなところまでどういったメリットがありましたか、どういう費用が削減されましたかというアンケートみたいなものをしたんですね。一番上が私が調べた自治体の人数なのですから、人件費が削減された部署というのはどこもないというんですね。費用については、一番上のほうにかなり、福岡市に至っては何億ものお金がかかっております。

例えば一番最後の矢部村というところがあると思うんですけど、ここは人口が1430人の人口です。住基ネットを導入するのに1000万円以上かけているんですね。それで人件費が削減されたことはないとか、削減された経費としては送料だとか事務処理手数料、転入通知のわずかなものだというようなことで非常に費用対効果が見えないし、政府のほうは私が知る限りではそこら辺は明らかに検証されたものがないのではないかなと思います。認知度も、先ほど一番最初に政府の方のお話がありましたように、去年の11月にやった調査では、内容まで知っていると答えた方は16.7%にすぎません。

どのように考えるべきかなんですけども、よく出てくるのが、外国はいろいろ進んでいるじゃないか、そういった議論もあるかと思うんですけども、やはり歴史的な背景を無視できないと思います。

それと、どのような社会を実現するのか、公平で公正な社会と言うけれども、それはどういうものなのか、私たちはどういう社会を目指しているのか、その議論は十分にしているのか、そしてその実現すべき社会を作るのにこの共通番号というのはどうしても必要不可欠なのか、あれだけのたくさんの費用をかけてまでやらなければならないのか、そして、アメリカとか韓国には個人情報漏えいによる被害がいろいろ報告されているわけですが、そういったおそれを甘受してまでやはり共通番号をとらないといけないのか、そういったところをみんなで考えていく必要があるのではないかなと思います。

少し長くなりましたが、私からは以上です。

篠浦公二：どうもありがとうございました。

皆さん、それぞれの立場から詳しいご意見を言っていただきまして、つまるところ、反対の立場は平田さんだけという形にこの場ではなるんですけれども、マイナンバーを考える上で問題となる点を指摘いただきましたので、まずやっぱり一番根本のところでのどのような社会を作るかというのがこれでははっきりしないという点です。これが何のために利用されるのかわからない。すべて省令で定められているじゃないかというところでは、自治体の関係者の方も今日は多いのではないかと思いますけれども、費用対効果のところでは自治体負担が相当大きくなるんじゃないかというような懸念も示されておりました。

先ほどの政府の方のご説明では、とりあえず社会保障、税務、防災分野のできる範囲のところから進めていくというようなところのお話もあつたんですけれども、そのあたりを踏まえて、峰崎さん、よろしく願います。

峰崎直樹：ありがとうございました。少し簡潔にお話ししてみたいんですが、実は経団連のほうからCIOの担当の大臣がころころ変わってどうなっているんだと。これは少子化担当の大臣もころころ変わったり、いずれにせよ、総理大臣が1年に1回ずつ変わっているということですから、本当にそういう意味では日本の政治全体に対する信頼がやはり十分できていないなということは、政府の立場の内閣官房参与ということでございますけれども、それは甘んじて受けるところで、ここはしっかりと本当にきちんとしなきゃいけないところだと思っております。

それから、平田さんからありました。私は昔参議院議員を18年間やらせていただきましたので、民主党は昔住基ネットの問題については反対していたじゃないのという提起がございました。私どもは、たしか1999年に法案が上がってきたときに、いろんな内部の議論がありましたけれども、特にプライバシーの問題その他を含めていろんな主張があつて、法案に対して反対をしたことは指摘をされているとおりでございます。

実は私自身は税の観点をずっとやってまいりましたので、やはり公平性を担保するのに番号制度が入っていかないとなかなか難しいということはその当時から思っておりました。では、そういう公平な社会を作っていくために使えるのかなとなると、そこが非常に厳しい規制が加わっておりましたし、その段階においては、先ほど問題になった消えた年金記録の問題を初めとして、やはり長い間1人の人にとずっと番号がきちんと管理されていないと、年金といったような、人生大体80年の期間をきちんと管理しなきゃいけない、こういうものに対してやはり一人一人の、先ほど新保先生からあったように、名前を番号をずっと書いていっても、名前だけでは不十分だ。

私は、1942年に厚生年金が導入されたときの最初のカードを見に行ったことがございます。そのときに、もう非常に古ぼけた紙に書いてあるのは、氏名、それから屋号が書いて、その下に一人一人の名前が書いてありましたが、率直に申し上げてこれは振り仮名が振ってありません。どういうふうを読んだらいいかわからなかったんです。ですから、それは恐らくそのまま管理していたら管理不能になっていたと思います。それを1回電子計算機に入れ直した作業のときに片仮名で1回入力しているんです。それを片仮名をもう一回漢字に戻したりいろんな形をして、ああいう消えた年金記録や誰のものかわからなくなったんです。

よく国民年金とか厚生年金とか共済年金、今の雇用が非常に流動化するから、やっぱり制度が非常に複雑過ぎるということをよくおっしゃる方がいるんですが、私は、この番号が1つ入ったら、この番号が悉皆性を持って誰の番号であるということが変わらなければ、その番号さえずっと続けていけば、あるときは共済年金、あるときは厚生年金、あるときは国民年金、こういうところが変わっても、実はそれで完結できると思っておりますので、先ほどの消えた年金記録の問題は番号の問題ではないとおっしゃいましたけれども、実はこれはやはり番号の問題としてきちんと管理しなきゃいけない分野ではなかったのかなと思うわけでありませう。

どんな社会にするのかということについて、率直に政治の世界ですから、私などはもう昔の社会党時代からずっとそうでしたから、社会をみんなで支えていく、もっと言えば所

得再分配機能を強めながらみんなで支え合っていく社会にしたほうが良いなど。一方では、やはり上げ潮派と言われている政治の世界の中には、いやいや、もうそんなの自立自助で、できる限り政府は小さいほうが経済にとってもうまくいくんだ、こういう考え方を持っている人もいます。ですから、ここはその人の、あるいはその政党の持っている理念ですから、こういう番号というようなツールという、先ほど経団連のおっしゃられたように、この番号制度というのはあくまでも手段ですから、手段を通じてどういう社会を作っていくのかというときに、私たちは公平な社会を作っていくために使いたいですねということを申し上げてきているわけであります。

先ほど何のために入れるのかというところの中で、今日日弁連の資料が出ていないのでちょっと残念なんですけれども、実は日本人の2000万円以上の所得のある方はみんな申告所得をとるんですけれども、先ほど提起があったように、8000万円から1億円の収入があるところは、実効税率でいくと、大体28%ぐらいがピークなんです。そこを過ぎると、ずっと実効税率は下がってまいりまして、限りなく10%に近づいていきます。なぜそうになっているのか、公平じゃないじゃないかということをおっしゃっているのはそのとおりなんです。それは、株式のいわゆる売買をしたときの利益、キャピタルゲインと通常呼びますが、これが分離課税になっていて10%なんです。ところが、高額の所得になってきますと、私が国会議員をやったとき2000万円の時には最高で大体30%ぐらいの税率がかかっていたんです。ところが、株を売買して、1億円だろうと、10億円だろうと、100億円だろうと、全部税率は10%です。そういう分離課税であるところが公平性が疑われているところがございますので、先ほど平田さんがおっしゃったようにそこは本当に不公平なんです。

それを直そうとするとなるとどういうことが必要になるかということ、いわゆる金融所得に対してこれを総合課税にするか、あるいは高い税率をもう少しかけるか、どちらかしかないんですよ。そういう意味では、やはり今おっしゃられた、日弁連の方がよくおっしゃっている、税制が不公平ではないですかということに関して言うと、この番号制度を入れて初めてそういう金融所得も一人一人、私も例えば預金通帳でいえば5冊か6冊持っています。多分皆さん持っていらっしゃると思います。これが総合課税ということになると、どこの銀行のどこの労働金庫のどこの農協の金融機関の所得も全部合算しないと、本

当にきちんとした数字は合わないですよ。

ですから、そういう意味でもこういう番号制度がないと、やはりきちんとした公平な税制はできないんじゃないだろうかねと。今、税の問題で公平性のことが指摘をされたので、私はやはり何のために入れるのかなというときにはそこがやはり重要なんじゃないかなと。

そして、そういう意味で私はご指摘を受けた点については、私個人は先ほど申し上げたような社会を作ろうと思っていますけれども、これを入れることは、ここに経団連が、社会保障の受給で負担した社会保険料を超えたものについては死亡時の相続財産によって清算する仕組みを検討と書いてありますけれども、これは個人別のいわゆる会計を作っていくための仕組みではないわけでありまして、恐らく経団連の主張もそれは別の意味で、よく特別養護老人ホームに入っておられる方で、年金をもらって、そして介護保険を適用されて、終わって見たら随分お金が残っていたと、それが実は全部何の面倒も見なかった遺族のほうに行くというのは本当に公平なんじゃないかな、こういう問題提起などから私はそういう問題が出てきたと聞いております。それはある意味では相続税のあり方をどうするかという議論をきちんとしなきゃいけないし、民主党の税、社会保障一体改革の今回の提案の中でも、相続税をかなり強化するという方向に回復させようとしておりますのも、実はそういうご指摘を受けながら、それを社会全体で再分配をしていこうということを考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、私の立場からはそういうことを申し上げて、また、向井審議官ももしかしたら補足が必要かもしれない。

篠浦公二：向井さん、よろしくお願いします。

向井治紀：番号制度を一般論としてとらえると既にいろんなところで番号が入っているわけなんです。その中で最も悉皆性があり、唯一無二性があり、かつ長期間の普遍性があるというもので今も住民票コードがある。住民票コードをベースに今回の番号制度もあるんですが、こういう番号制度というのは結局個人の特定性を上げていくというものでありま

す。その特定性というのをどの分野まで広げるかというのは、またそれぞれの分野でそれぞれ特定性を上げるのか、つなげていくのかといろんなやり方があるんだろうと。そういう中で、やっぱり今回の社会保障・税の分野というのは、新保先生からありましたけれども、現在の国家財政が税収が支出の半分しかないとかそういう問題もありますが、さらに少子高齢化が進みますと、どんどん負担する人は減っていくわけですし、給付を受ける人は増えていく、そういう社会の中で、どの道、負担を上げるか、給付を下げるか、そのどっちかしかないわけですね。その給付を下げるというのは、水準を下げてても給付の量は増えていくわけなので、それをどういうふうにしていくかというのは、もちろん先ほど峰崎参与のおっしゃったような政治の問題でもあるけれども、そういう中で何が起こることという、必ず公平性というのがより厳しく追及されていく。負担を上げていくにしても、給付を削っていくにしても、あるいは逆に給付を集中していくという考え方もあろうかと思えます。

そういう意味で、何が低所得者で給付を受けるべきなのかというものを特定していく、あるいは低所得という所得が本当に正しいのかというのをより厳しく追及されるような時代になっていくだろうと。そういう中でやっぱり個人を特定する手段としての番号の利用というのはある程度やむを得ないものだろう、そういうふうだと思います。

そういう中で、では、どういう番号の仕組みがいいのかというのはいろいろあろうかと思えます。今回の私どもの提案しているのは社会保障・税の分野、それも医療情報なんかの機微情報は、今回は除外しています。それ以外に例えばもっと拡大するのがいいのか、それとも別の番号を使うのがいいのかというのはさらに考えていかなければいけない課題だろう、そういうふうにあります。

そういう中で費用対効果の話もちょっと出ましたので、これもなかなか効果といっても、役所が作った効果というのは手前みそになるというので、いろいろ民間の試算もありまして、経団連から何兆円という試算もありますし、総研なんかのシンクタンクでは何千億円という試算もありますが、費用につきましては、一応現在予算で出ているものにつきましては、中央のシステムと付番、そういったもので大体500億円程度だろうと思っています。それにプラス地方公共団体のそれぞれの税とか社会保障でのシステムの改修費用、

それからカードを配る場合のカードの費用、それから、医療で、現時点では診療情報は入っていませんけれども、医療保険者、健康保険組合とかそういうものでございますけれども、そういうもののシステムの改修費用等が入ってまいります。

これらについては、なかなか数字は難しいところですし、改修といっても、それだけを改修するんじゃなくて毎年改修していますので、その中のどれだけを占める部分というのはなかなか計算が難しいところでございますけれども、ざっと見たところ、二、三千億円というところかなというふうには見えています。ただ、これもざっと見たところですので、今後さらに予算折衝等が必要だろうと思います。

それから、地方の負担の話がちょっと出ましたけれども、私どもとしてはできるだけ基本的には地方に負担のかからない形で予算措置すべく努力してまいりたいと思っております。

篠浦公二：ありがとうございます。平田さん。

平田かおり：先ほど峰崎さんから話があった申告所得枠で1億円を超えると下がっていくという話は、私は日弁連が今日出している前のQ&Aという旧バージョンのものを基本的に話をさせてもらっているんですけども、私が申し上げたのは国税庁のデータに基づいて作られたもので、ここで私が申し上げる申告所得というのは、申告不要を選択した場合の配当所得だとか、源泉徴収で課税関係が終了した株式等の譲渡所得や利子所得は含まれていないので、恐らく先ほど言われたのとはちょっと前提が違うのではないかなと思います。

それと、総合課税制度というお話がありましたけれども、分離課税でなくて総合課税していこうという話がありましたけれども、少なくとも今の法案はそうになっておりませんし、それをやるんだということでこの法案が出されたようには私はちょっと認識はしていないところです。

以上です。

篠浦公二：どうもありがとうございました。

遠藤紘一：先ほどの平田さんの書類の市だとか町だとかの投資とリターンの話のデータがありますよね。これは具体的なので非常にわかりやすくなるんじゃないかと思うんですけども、こういうやり方をしているからだめなんですよ。要するに各市町村がばらばらにやっているわけです。行政CIOというのを作れば、各市町村がやっている同じような業務を全部一元化して1つのシステムを作れば、投資は物すごく安くなるわけです。我々企業は必ずそうするわけです。ばらばらにやるなんてそんなばかな話はないんですよ。やっていることはほとんど同じなわけでしょう。それはちょっとのバラエティーはあるかもしれないけれども。だから、こういう悪いやり方をしてリターンがよくないと言っているのを、いかにも費用対効果が悪いというもののデータに持ってくるのは、私は間違いだと思う。これはやり方が悪い。

だから、今回の話はやり方の話とベースになる番号の話とを別にして議論をしないといけないんです。やり方はやり方でやっぱりみんなで見聞を集めましょうよと。だから、このデータは要するにリターンが悪いというために使うんじゃなくて、よくするための着眼点があるということふうに見るべきではないかと私は理解します。

篠浦公二：どうもありがとうございました。

ちょっとまだこちらでいろいろとお聞きしたいこともあるんですけども、こちらあたりでちょっと会場の皆さんからのご意見もお伺いしたいと思います。今から国民対話ということで質疑応答、意見交換に移らせていただきたいと思います。会場からご意見、ご質問を承りたいと思いますが、挙手をされて、どういうお立場かという属性だけおっしゃっていただいてご質問をいただいたらと思います。どのような観点からでも結構ですので、こちら、壇上にいるパネラーの方にご質問等とか、あるいは私はこう考えるというようなことがございましたら、手を上げてご発言していただけたらと思います。いかがですか。

(6) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

質問者①：今、遠藤さんですか、やり方が悪いと言われていましたけれども、では、どんなのがあるかということですが、私の案として、税というのはやっぱりぜい肉を取ることによって出てきていると思うんですけれども、税と聞いたら苦虫が走るというように嫌な思いをなさっている人が多いと思うんですが、利用料とか使用料とかいうようにして、例えば不動産の税金は何というんですか、だから、道路に面した部分だけ、道路を使わん人はおらんわけで、自分のところの敷地に面している分だけ利用料として払うというような考えを私はふと思ったんですけれども、いかがなものか、プロの方にちょっとお願いしたいと思うんですが、そこらあたり。

峰崎直樹：今おっしゃられた、要するに国に対して税を払うというときと利用料、使用料を払うというのは全然性格が違いまして、いわゆる税というのは、本来は何かを利用するから私たちは支払うんですよというんじゃなくて、一般的に国民が必要としているいろいろな教育だとか、社会保障だとか、あるいは防衛であるとか、安全保障であるとか、そういうことに必要なために実はある意味では国が税を国民の皆さん方に負担していただいていると。これには対価、非対価という関係はなく、ある意味ではそれは皆さん方から一般的に税をいただいていると。その税をいただくいただき方が所得税なのか消費税なのか資産税なのかということの違いは出てくるわけですね。

今おっしゃられたように、例えば昔江戸時代に、いわゆる道路に面している幅によって実は税金を取ったということがあるんです。そうすると、どんな建物ができたかという、最初の商店を置いた場合に、非常に幅は狭いけれども、奥行き長いものができたり、税によって実は生活のスタイルを変えたり都市計画が変わったりした有名なやり方をとったことがあるんです。

そういう意味で、今おっしゃられたようなことは、1つの考え方として、税の取り方として、窓税とか、あるいは間口税とか、それは一般的にはあり得るんですけれども、今の社会ではそういう取り方をしている税というのは、目的税として道路特定財源とかという、そこでかつてあったのは、ガソリン税とか、あるいは自動車重量税とか、そういうものがある程度そういうことはあったことはあるんですけれども、だんだんとそういうものは非常に少なくなってきつつあると申し上げていいんじゃないんだろうかと思います。

質問者②：私は中小業者の団体で事務局をしております●●と言います。

今いろんなマイナンバーはインフラだとかツールだとかいうふうなお話がありましたけれども、これから導入するに当たっては、今あるいろんな番号がありますね。住民の番号であるとか、あるいは年金の番号であるとか、納税者番号であるとか、どの辺までを、どの番号をとにかく1つにしようとしているのかということをお聞きしたい。

税の関係で言うと、いろいろ今金融資産の管理をどういうふうにするかとかいうふうなお話が出ましたけれども、そうすると、預金者の番号も全部とにかく必要になってくると、新しく口座を作ったときもその番号が要するというふうになってきますし、それから病院に行ってもその番号が要るからというふうになってきますし、いろんなところで番号が使われると。源泉のことも言われましたけれども、大きな会社はそれなりのセキュリティーがあるかもしれませんが、中小業者で数人しか従業員がいないというふうなところも源泉徴収をやっています。そういうところも含めて、会社の事業主の方に番号を通知して税務署へ連絡する、あるいは市役所へ通知するというふうになるかと思うんですけれども、そういう点で言うと、その見える番号がとにかくいろんなところにいっぱい広がるわけですね。そういう点では非常に懸念が私自身はあります。プライバシーの問題で懸念があります。

それから、懸念があるという点では、その情報を名寄せしていろいろ使うという場合があるかと思えますけれども、どういう場合にそういうことが行われるのかということですね。その辺もちょっとお聞きしたいと思えます。

向井治紀：まず今回のマイナンバー法におきましては社会保障と税ですが、先ほど申しましたように医療の健康情報とかは入りません。従いまして、導入当初は多分年金番号とか健康保険の保険者番号とか記号、番号というのは併存すると思うんですが、マイナンバーがそのまま使われるのは、年金、雇用保険、それから医療保険の金銭のやりとりの部分。ただ、病院に一々番号を言うようなことには多分ならないと思います。そこら辺のシステムは厚生労働省で検討していますけれども、番号を告知して、それで本人確認という

形には多分ならず、例えば個人番号カードを健康保険証がわりに使うというふうなことは考えられるというふうなことだと思います。

あと、税の分野につきましては、先ほどおっしゃったように、例えば中小企業の方ですと、従業員の給与の源泉徴収、そういうものを税務署ないし市町村に届けるというのが入ります。

逆に入らないものは、現在の税の分野につきましては、現に出している法定調書、そして申告書については番号を振ることになっておりますが、例えば普通の取引とかそういうものに番号を振るということにはなっておりません。ただ、これは当然毎年税制改正がありますので、税制改正でそういう法定調書というのは増えたり減ったりするものですので、当然増えたり減ったりすることは、将来は起こり得るであろうということは予想されると。

そういう意味で、今回の金融で言いますと、通常証券の株とかそういうのは今や特定口座を作ってやっているのがほとんどですし、それから生命保険なんかも支払調書がございますので、それらについては番号が入りますが、預金につきましては基本的には入らない。今回の法案には預金は入らないことになっております。

ただ、その預金に番号を振る、振らないという議論は、先ほど参与から申し上げたとおり、金融総合課税をするという話になると、当然預金にも番号を振る話になります。ただ、一方で、何億冊という預金通帳がございますので、これを過去にさかのぼって全部番号を振らないと、やっぱりそれはできません。利子所得を個人別に把握するのは全部やらないとできませんので、それはやると決めてから少なくとも数年はかかるだろうと。それぐらいのものではあると思います。ただ、将来この部分が議論になることは当然ですし、例えば課税の公平性という点から見て、預金通帳に番号が入ると、税務調査に行ったときに預金通帳を隠すことができなくなりますので、その牽制効果はかなり絶大だとは思いますが。ただ、当然これは将来の議論であって、現在は入っていない。

それから、名寄せといいますか、情報の連携につきましては、基本的には大きく分ける

と2つのパターンがありまして、社会保障の特に社会福祉の分野では、低所得者の所得要件がついている給付というのはたくさんあります。障害給付とかいろんな給付におきましても、所得要件、低所得者に限っているものはたくさんございますが、そういう所得情報を社会保障の給付に使うもの、あるいは年金保険料、国民年金の保険料は低所得者は軽減免除措置がございますけれども、その保険料の軽減免除する措置に使うもの、そういう所得情報を社会保障の分野で使うというのが1つ。

もう一つは、年金給付と雇用保険の失業給付とかの併給調整、一方もらっていれば、他方がもらえないものというのは多数あります。その併給調整に使うという、この2つが基本的な類型だろうと思っております。

それから、情報のやりとりとは別に国税と地方税の連携ということで、国税か地方税かどちらかに申告を出せば、それは両方に出したことになるというふうなことも今回やろうとしております。だから、一方、地方に出すなり税務署に出すなりすれば、一方に出せば他方は要らなくなるように仕組みたいと思っております。そういう意味でそれは国税に出したものが地方税に行くとか、地方税に出したものが国税当局に行くという意味でやりとりになるかもしれません。それが大体基本的なものだと思っております。

篠浦公二：ありがとうございました。どうぞ。

質問者③：元自治体職員、現在団体職員をしております。一昨年、ちょっとドイツの厚生労働省に行く機会がありまして、共通番号制の名称検討にも応募させていただきまして、最終選考6案の中に私の案が載っております。

そこで、お尋ねいたします。社会保障制度の改革や導入には社会保障先進国をモデルとするケースがありますが、現在、日本の目指すモデルとなる諸外国はどこにありますか。

もう一点、日本の社会システムや労働市場に合った制度となるのでしょうか。

以上、各自のお立場から何がキーワードでありますか。今回の制度導入に対して、一言

で言うと何がというのをお尋ねしたいんですが。

篠浦公二：各自のお立場からということでしたが、皆さん、それぞれにということでもよろしいのでしょうか。そうしたら、新保さんからよろしいですか。

新保史生：社会保障については、私は全く専門外ですけれども、北欧の社会保障の制度がいいとおっしゃる方が多いわけですが、非常に消費税が高いということは周知の通りです。空港で免税の手続をすると、ある程度の買い物をすると消費税は戻ってきますけれども、そのように消費税が高い国に滞在をして一定期間過ごすと、かなり消費税が高いと感ずることが多々あります。これはそれにその国の国民は納得をして、高額の消費税を払っても納得してその政府を信頼して生活しているということのあらわれであるわけでありませう。

ですから、今後日本が目指すというよりも、国を信頼して、社会がそのように消費税が高くなろうが、社会保障をちゃんと給付を受けられるという信頼のもとに成り立っていくのであれば納得をするでしょう。ですから、この点は、最終的には社会保障のモデルを、何を参考にするかというよりも、我が身を、やはり日本が今後どういう形の国のあり方を目指すのか、国民に信頼される政府として今後も成り立っていくのかどうかということをお問われていると私は考えております。

平田かおり：私も新保先生の考えに共感するのですが、どこの国というよりも、政府との信頼関係とか、私たちの日本の歴史なんかを振り返って、プライバシーの問題だとか我が国独自のものがあると思いますので、どこをということには恐らくならないのではないかなと思います。

私はここで一人反対という話をさせてもらっているのですが、反対するかどうかさえわからないような今現状、法案は出されているのですが、まだどんな内容なのかというのは多分きちんと理解されている方は非常に少ないと思うんですね。きちんと理解をした上で、みんなで議論をしましょうというふうに一言でというか、そういうふうにお考えしております。

遠藤紘一：これは経団連の意見じゃなくて私の個人的な意見です。まずそれをお断りして。今お二方がおっしゃったもののポイントは、日本はモデルにするような国がないと私は今思うんです。特にどういうことかという、高齢化です。少子化です。そして通貨が高いと。そうすると、やっぱりもう少し社会保障なんかをもらう人が働かなきゃいけないんじゃないか。大部分の人は働けるんですね。そういう人たちがもっともっと働くことが、どうしても社会保障で保障してもらわないとという人たちに対する給付を増やせる、あるいは確保できることになると私は思います。

それからもう一つは、やっぱり人生には目的が必要で、のんびんだらりとでれでれしているよりは働かなきゃいけないんだと。私は実は68歳でこの3月で定年になったんです。ちょっとだけこういうことをやっているんですけども、やることがないというのは困りますね。本当におもしろくない。だから、そんなに今までと同じぐらいもらいたいなんて言わないですよ。10分の1ぐらいでいいんですけども、それでも少しもらって、年金は当分まだいいよと、こういうふうに言いたいなと。そういうふうになるようにするためには、やっぱり公平感というのは非常に重要だと思うんですね。私なんかも本当に税金を払ってきましたよ。しかし、すごくいい車に乗っている人はそんなに税金を払っていないらしいと。一体これはどうなっているんだというのが個人的な意見であります。

もう一回もとに戻ると、多分モデルにするような国はない。日本が今作りつつあるんだという気持ちで、やっぱりいいなと思ったことはやってみて、そして具合が悪いところが見つかったら早く直すと、このスピードが非常に大事なんじゃないかなと思います。これはだめじゃないか、あれはだめじゃないかと言っていると、いつまでたってもすくんだ状態で体が動かない。これが一番良くないような気がします。答えになっていないかもしれませんが、以上です。

菅浩一郎：税理士会としてお答えします。

先ほど私の意見を述べるときに税の分野で呼ばれたということでございまして、社会保障の分野は、私、税理士会としてはほとんど素人でございます。ただ、税理士会の意見と

しましては、今日お渡しした資料の最初に書いていますように、社会保障分野につきましては現金給付分野のみに限定してスタートすることを税理士会は表明しております。というのは、やはり我々は税の分野のプロであるけれども、社会保障の分野のプロではないということでございまして、どこの国とかということについては、申しわけありませんけれども、意見を差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

峰崎直樹：ありがとうございました。多分番号の名称募集で応募していただいて、最後に残った6つで多分該当しなかったんじゃないかと思いますが、マイナンバーという名前になるときの応募していただいた方だということで、本当にうれしく思っております。

将来社会保障でどんなモデルですかというのは、私も余り日本のモデルにすべきところというのはないと、むしろ日本がモデルを作り出していかなきゃいけないという点は大賛成だと思っています。

よく最近、今は3人で1人を養い、将来は肩車社会で1人が1人を養う、こういう話がよくあって、日本の社会保障というのは維持可能なのか、サステナビリティという言葉が英語でよく使えますけれども、そういう意味で私どもの野田総理もよく肩車社会が来るぞということを言うんですが、実は先ほどの遠藤さんのお話が非常に典型的でして、要するに高齢者も働ける、あるいはすぐ結婚して子供を産むと家庭に入ってしまう、そのままパートで入っちゃう、こういう女性の労働力率、M字型カーブと言われているものの解消、これはこれからの大きな課題になるんじゃないかなと思っています。

なぜそんなことを言っているかということ、データを調べてみると、共稼ぎ、つまり結婚して一緒に働きながら生活すると子供を2人産むことの確率が高い。専業主婦であるとかえって子供を産む確率が低くなる、そういう統計データが実ははっきりしております。その意味で日本の抱えている最大の課題は少子化社会、高齢化もあるけれども、少子化社会だと見たときに、やっぱり共稼ぎをしながら子供を産み育てていける日本を作っていくことをしない限り、私は日本という国がどうなっていくかと考えると、そこをしっかりと見据えた社会保障制度、だから、今、社会保障・税一体改革で子育ての問題、チルドレンファーストというふうに今恐らく政府は言っているはずであります、そういう意味

でそういうところをしっかりとさせながら、私は、少子化対策をきちんと進め、そして維持可能性ということ、サステナビリティというものを、社会保障制度においても国家財政においてもそれをどのように作り上げていくか、これが今日本が直面している最大の課題だと思っています。日本というのは、高福祉、高負担社会というのはもう実現しようと思っても当分難しい。中福祉で高負担になるだろう。今の日本の社会は低福祉で低負担かもしれないと思っています。なぜかという、1000兆円近い財政赤字をどのようにフローの赤字を返し、そして将来ストックとしての社会保障というものを考えたときに、どうしてもやはり社会保障に回せる分野が限られてくる、そういうある意味では非常に厳しい状況の中で我々は今こういう問題を考えていかなきゃいけない。

だから、先ほど向井審議官がおっしゃったように、そういう社会であればあるほど公平性、本当に必要とされている人は誰なのか、それをやはり公平なルールできちんと負担をしていく、このことがやはり一番今求められているのかなと思っています。

向井治紀：完全に個人的見解ですが、日本の場合、もともと社会保険はドイツをモデルに、福祉なんかの世界は、介護とかはスウェーデンをモデルにやってまいりました。ところが、今、日本はひょっとしたらある意味一番の先進国かもしれないというのは、例えば介護保険の給付はドイツよりもはるかに、いわゆる要支援者を給付しているのは日本だけですし、そういう意味でレベルの点でいくと、今や明らかに先進国になってしまっているという時代だろうと思っています。

そうした中で、参与がおっしゃったように、そういう一種の財政赤字とかそういう問題もありますけれども、結局日本型というものを作っていかざるを得ないし、今の超高齢化社会があと10年ぐらいしていわゆる団塊の世代が介護の中心になると、これは非常に介護に費用なり人員がかかるだろう、そういう社会をどうやって乗り越えていくのかというのは、多分世界の最先端の実験になる可能性が非常に高いなと思っています。

そういった中で一番大事なのは、参与もおっしゃったいわゆる少子化対策だろうと。その中で逆に言うと何がキーワードになるのかということ、多分今の政策決定過程は意見の反映される世代が上に偏り過ぎている。もっと若い世代の、特に男女を問わず、今の社会保

障制度、いろんな国の制度というのは基本的に昔の男の論理でできているものが多過ぎるんですね。それを変えていかないとやっぱり多分だめなんじゃないかなと。そういう意味では若い世代の、特に女性の意見がちゃんと反映できるような政策決定システムが今後必要だろうと思っています。

それからついでに番号制度の話で言いますと、諸外国はいろんな番号、経緯があって、アメリカなんかは、いわゆるソーシャルセキュリティーナンバーが他の目的外使用の禁止の規定がなかったがために全部広がってしまったというのがアメリカの世界ですし、スウェーデンのように簡単に番号ができてしまう。一方でドイツみたいに番号に対しては警戒的な国もある。そういうふうな中で日本は、建前では番号を嫌いながらも、現実には既にいろんなところで番号がくっついている世界になっているというのが私は現実だと思っています。

そういった中で、今回のマイナンバー法というのはそういう日本型の制度になっているわけです。そういう意味ではオーストリアの制度はちょっと近いところがありますけれども、必ずしもセクトラル方式になっているわけではないので、それは社会保障と税にフォーカスしたということからそうなっているんですけれども、これをどういうふうにしていくかというのはむしろ今後なんですけれども、これまでそういう意味では日本の場合はプライバシーという感覚について余りにも一方で言う割には無感覚な、いろんなところに監視カメラがあってというふうな部分も一方であるわけですね。そういうふうなものを全体として今後どうしていくかというのは、多分個人を特定するような社会にならざるを得ない。また一方で、村社会とか地域社会が崩壊していく中で、地方政府なり政府の関与する部分が増えて個人を特定していく必要が増えれば増えるほど、これはもう必然的になると思いますので、逆にプライバシーとは何ぞやというのをもう一度考える必要はやっぱりあるんだろうと。

そういう意味で今回の法案というのは、一方で番号を作る法案なんですけれども、一方でこれまで何も規制していなかったものを規制する、情報のやりとりを規制する法案でもあると私個人的には思っていて、そういう意味でやっぱり第三者委員会というのがどのように働くかというのが物すごく大きいと思っております。その辺はぜひ厳しく政府を見て

いただければなと思います。

篠浦公二：どうもありがとうございました。

シンポジウムの終了予定時刻が過ぎてしまったんですけれども、まだご質問等を希望される方がいらっしゃるようですので、できるだけ多くの方にご質問、ご発言いただいてご意見を伺いたいと思っていますので、ちょっと20分だけ時間を延長させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。もちろん、一応終了予定時刻は回りましたので、ご用のある方は順次退席していただいて結構ですので、まだご興味、ご関心のある方は残っていただいてご質問等をしていただいたらと思います。

お許しが出ましたので時間を延長してさらに質問を受けたいと思います。これからはご質問のある方は一括してご質問を受けて一括して回答していきたいと思います。ご質問ある方、どうぞお手を上げていただきたいと思います。

では、ご質問がないようですので、ちょっと私から1点だけ、菅さんのご発言の中とか平田さんのご発言の中でも出たマイ・ポータルですよね。これのいわゆる整備で使い方、平田さんからは、いわゆるお年寄りの方なんかは本当にこういうものを使えるのかというような疑問も出されておりましたけれども、そのあたりは向井さん、どうなんでしょうか。

向井治紀：まずマイ・ポータルの機能は4つあります。個人情報はどうやりとりしたかというのをチェックする機能と自分の政府に出した情報を知る機能、申請する機能、それから政府から何らかのお知らせをする機能と4つあります。それにつきましては、1つは任意代理を使えるようにしたいと思っております、あるいはよくあるのは、例えば高齢者の方が見られないんじゃないかという話がありますけれども、それは例えばお子さんなり奥様を代理人に仕立てることによって見ることができるというふうなことはやりたいと思っています。それから市町村の窓口でもそういうふうなことができるようにしたいと思っておりますが、その辺はまだ今後検討するのかなと思っています。

篠浦公二：どうもありがとうございました。

では、最後に。どうぞ。

質問者④：今、民主党政権でして、民主党政権らしいことをやってほしいと思うんですが、ここで、愛媛県でやってきたよでおざなりにするんじゃないなくて、先ほど質問しましたけれども、間口で税を取るとか、何かいい方法があると思うんですけれども、国民から募集するとか。

私はもう一つ考えているのは、高校野球、甲子園大会がありますよね。あれのように立ち上がっていく民主党政権ですね。ちょっと飛ばし過ぎますけれども、確固とした民主主義を確立してもらわないといけないと思うんです。私らみたいに言う人だけが言うのを聞くというのではなくて、これは教育制度の欠陥だと思うんです。これは全国統一でしょっちゅうテストがありますけれども、こういう画一的にやるのは文部科学省は絶対やめてもらって、これによって落ちこぼれが出ると思うし、点数で決められるわけではないわけですから、まず教育制度の欠陥があると思うので、どなたかご先生、ちょっと今日のテーマから外れるかと思えますけれども、教育政策について、ちょっと飛躍的ですけども、コメントをいただけませんか。弁護士の先生なんかいかがですか。

篠浦公二：ちょっと今日のいわゆるシンポジウムの趣旨からは外れていると、ご本人はおっしゃっていますけれども、ちょっとご意見として伺いするということではいけませんでしょうか。

では、それぞれ会場からご意見をいただきまして、ご意見、ご質問を踏まえて、最後に今日登壇していただいたパネラーの皆さんに最後一言ずつご発言いただきたいと思えます。その中で先ほどのご質問にもちょっと触れることがあれば触れていただけたらと思えます。

そうしたら、新保さんからよろしくお願いします。

新保史生：最後のご質問の件も含めまして、私は大学の教員として教育者ですので、やはり教育の観点からも考えるということは当然重要な部分だと思っておりますけれども、今回こういう形で機会をいただいたことにつきましても、まさに普及啓発、皆様の理解を、教育という押しつけがましいですけれども、ご理解をいただく機会になっているわけがあります。

最後に一言だけ申し上げますと、プライバシーという問題について考える機会は最近非常に増えております。とりわけスマートフォンでありますとかインターネットを利用する機会が増えるに伴い、プライバシーというものについて意識する機会は増えています。ところが、このプライバシーとは何かということについて実際に大学、学校で教えているという場面は非常に少ないということが言えるわけでありまして、今回はマイナンバーという番号制度を通じてこのプライバシーという問題について考える機会にもなっているわけがあります。

ですから、このプライバシーという問題については、マイナンバーについては第三者機関を設置する、特定個人情報保護評価を実施する、極めて国に重い義務を課した上で厳格な取り扱いを行うということを目指しているわけでありまして、今後やはり皆様の意識というか、この点について今後お考えいただきたいところとしては、国が一生懸命やるということとあわせて、民間部門、民間の事業者もこれに匹敵する、またはこれ以上の個人情報の取り扱いを行っている事業などもあるわけですから、本日はこういう場ですので特定の事業者の名前は申し上げられませんが、こういう場面が非常に増えております。特に海外の事業者などは非常に詳細な個人情報を取り扱ってサービスを提供している事業者もわけです。ですから、こういう機会を通じてプライバシーに対する問題について考えるきっかけとしていただくということも非常に大きな意義があると考えております。

平田かおり：弁護士の平田です。先ほど教育の話が出ましたが、先ほどの会話の中で共通テストの問題みたいなことを言われたかと思うのですが、二、三年ぐらい前に、私は広島県の弁護士なんですけれども、広島弁護士会で反対する会長声明を出しまして、それは私が起案をいたしましたので、それをぜひご覧になっていただけたらなと思います。

共通番号制の形で私も何回かここに上がらせてもらっているんですけども、基本的に反対意見を言うのは私一人で、賛成の方の意見を聞いて、それに一人反対するわけですけども、意外と会場からは共感していただけるような発言があったりとか、恐らく今日発言いただけなかった方もある程度、ちょっと危ないなとか、やっぱりもう一回考えないといけないよなとかいうふうに思っていただけたのではないかなと思います。ご自宅だとか会社だとかで何かの機会に話題にさせていただいて、ぜひ皆さんで議論していただきたいなと思います。以上です。

遠藤紘一：先ほどのご質問で個人的なという見解でお話ししましたけれども、大げさに言うと、今、世界は、特に日本は前人未到、誰も経験したことのない状態のところにいるんだよということだと思っんですね。私は46年間会社にいました。もちろん最初は新入社員だった。だんだん後ろから新しいのが入ってくると。その頃1ドルは360円だったんです。1ポンドが650円だったんです。今4分の1から5分の1になっているわけです。そういう時代をずっと乗り切ってきたと。そのときには何をやらなきゃいけないかという、前の人がこうやっていたから私もこうやるというやり方をしていたのでは絶対にだめなんです。多分今も日本は全然違う意味でやっぱり前の人がやっていたことをそのままやっていいというわけではないと思っんですね。何か切り開いていかなきゃいけないと。切り開いていくための1つのポイントはこのマイナンバーかなと私は思っています。

ですから、これでいいよというわけではないんです。入れればいいよというわけではないんです。入れて工夫をしていかなきゃいけない。入れないと、役に立ちそうな工夫が最初から落とされてしまうというような気がするので、ぜひよくご理解をいただいた上で、より建設的なことを言っていたきながら、何とか生かしていくということが必要なんじゃないか。要するに先輩がこういうふうにしたからやるとか、前からこう決まっているからやるとかということをやっているんだったら、今の世の中に生きている資格はない、こういうふうに私は思っています。

菅浩一郎：税理士会としてのまとめというんですか、今までお話がありましたように、これから日本は少子高齢化ということで経済が弱体化していくということだと思っんです。ですから、やはりこのマイナンバー制度というのはいろんな局面で必要になってこようか

というのが税理士会のスタンスでございますし、私個人的にもそう思っています。

ただ、先ほどから議論の中でいろいろと所得の捕捉とかクロヨンとかいうことがありましたけれども、これは私たちも顧問先で中小企業のクライアントはたくさんいますが、その人たちの名誉のために言っておきますけれども、ごくごく一部のふらちな者がクロヨンとか言うので、我々のクライアントではそういうのはほとんど、いないことはないですけれども、ほとんどいないので、そこはちょっと訂正をぜひお願いしたいかなということ。

だから、もし捕捉率のことで考えれば、マイナンバー制度で所得を捕捉するということは確かに大事で、そういうものに対しての牽制ということになるかと思えますけれども、税理士会としてもう一つ取り組んでいるのは、先ほどから教育ということが出てきましたけれども、小学校、中学校、高校生、大学生に対しまして、今、税理士会は当然ボランティアという立場で各学校に租税教育ということを盛んに実施しております。これは中身としては、税というのは社会的にどういう役割を果たしているのかということや若年層から皆さんにお教えして、そして、喜んで税を——当然その税の支払い先はチェックする必要がありますけれども、喜んで税を支払うという社会にならないと、これからの社会はよくなるんだらうと思っております。これからぜひそういう世の中にしていきたいなというのが我々としての考えです。以上でございます。

峰崎直樹：私の方から、今、税理士会の菅さんからお話があったこととよく似ているんですけども、最後の方の質問に答えるとすると、やっぱり教育の中で、スウェーデンの教科書を私は読んだことがあります。紋切り型のことよりも、やっぱり小学校、中学校、初等教育の段階から、読み書きそろばんもそうなんですけれども、議論させるというか、ディスカッションさせて、そして、あなたならこういうときにどういう対応をしますかと。つまり、今の税の話なり社会保険料の話なり、本当にみんなが支えたほうがいいのか、あるいはそれは、いや、自分の自立の問題なのかとか、そういうことを考えさせる教育が非常に重要なので、これからもそういうふうにしていかなきゃいかんのではないかなと思います。

その観点で、先ほどちょっと言い忘れた、あるいは向井審議官からも、まだ十分それが

成熟していないから言いにくかったのかもしれませんが、1つは、今、私は日本の教育の中で本当にけしからんなと思っているのは奨学金なんですね。奨学金が利子をつけていると。これは竹中さん、あるいは小泉さんの時代に奨学金に利子をつける、それが払えない、あるいはそれに利息がたまっていくというような経験をして、実は私も大学、大学院まで行くときに全部奨学金をもらって、貧乏人のせがれが学歴をいただいたのも、実は奨学金があった。それは低所得の方で払えないというときには、もちろん低所得だから払えないということで免除はあり得るとしても、そこがこういうマイナンバーで継続してこれから入れるんですけれども、それは住所情報がわからないからとれないということよりも、ご本人が、所得がありながら払えない人と所得が非常に低いからそれが払えないという人と、それはやっぱりきちんと分けながら、私は奨学金ということに関しては非常に効果がある、重要な機能を果たせるという、これは先ほどの社会保障というか、教育のことに関して、実は唯一教育面で、今回番号で入れることになっているんですけれども、そういう使われ方には私は国民の皆さんは納得してくださるんじゃないかなと思ったりしております、それはやはり所得情報と奨学金の返還条項、これが結びつけないとなかなか難しいところかなと思ったりしているわけであります。

向井治紀：教育の話で言いますと、私は基本的には、やっぱり議論もそうなんです、1つの考えにまとめないこと、要するに多様性を持つ、いろんな考えがあってもいいんじゃないかと。往々にして白黒をつけたがるというところがありますけれども、いろんな考え方が共存するということがやっぱり必要なんじゃないかなと思います。

今回のシンポジウムでもいろんな意見が出ましたし、パネリストの方々もいろんな意見が出ました。これらにつきまして1つ1つ考えながら、さらに国会で議論等がもうすぐ審議が始まると思いますが、その辺について生かしていきたいと思っております。

篠浦公二：どうもありがとうございました。つたない進行役でございましたけれども、様々なご意見を伺うことができました。皆様のご協力に感謝申し上げます。本日の議論をマイナンバーに関してご自分なりの判断材料にさせていただければと思います。

長時間の討論、まことにありがとうございました。これでパネルディスカッションは終

了させていただきます。

司会：どうもありがとうございました。これにてパネルディスカッションと質疑応答、意見交換を終了いたします。

では最後に、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

(7) 閉会挨拶

峰崎直樹：本日は長時間に渡りまして皆さん方にお聞きいただきまして本当にありがとうございました。また、今日は愛媛新聞社の皆さん方にご協力いただきまして、また、今日は篠浦編集局長にも司会の労をとっていただきました。また、パネリストの皆さん、本当にありがとうございました。

私は、今日のパネルディスカッションを聞いていて、やはり日本が直面している課題は何なんだろうということ、そしてそれに我々自身、あらゆる分野でもがき苦しんでいる方々に対して、本当に今必要としていることにチャレンジしていこう、そういう意味で番号制度も、もちろんそれに対して賛否はいろいろありますけれども、私はやはり1つの解決をしていくツールとしてぜひ理解をいただければなと思ったりしておりますが、抱えている課題の困難性にぜひ一緒になって皆さんとともにこれからも頑張っていきたい。また、ご支援をいただき、叱咤激励もいただきたいなということを申し上げまして、今日の国民対話を終わらせていただきたいと思います。

どうも、皆さんありがとうございました。

司会：番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与よりご挨拶を申し上げます。

それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様にご降壇いただきます。皆様、どうぞ拍手をお送りくださいませ。

どうもありがとうございました。

最後に、ご案内でございます。本シンポジウムの模様は6月中旬の愛媛新聞に掲載予定でございます。

以上をもちまして本日のプログラムは終了とさせていただきます。

長時間にわたりご参加いただきましてまことにありがとうございました。

なお、皆様のご意見やご感想など、ぜひお配りいたしましたアンケート用紙にご記入いただき、お帰りの際に出口の回収箱かお近くのスタッフに参加プレートと一緒にお渡しいただきますようお願いいたします。

どうぞお忘れ物などございませんようお気をつけてお帰りくださいませ。

本日はご来場いただきまして、まことにありがとうございました。